

6月15日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) スマートタウンプロジェクトについてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 道路の安全についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) ヤングケアラーについてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) 新工業団地についてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

当町では、新型コロナウイルスのワクチン接種が順調に進み、65歳以上の方の1回目の接種が8割を超え、2回目接種の方は5割を超えたとの担当課から、昨日、議会での報告がありました。職員はじめ医療関係者の皆様には、適切で迅速な対応に際し、心から感謝申し上げます。

集団免疫は、ワクチン接種率が70%とのWHOの報告もありました。世界的にはまだまだ困難がありますが、地域の中では近い将来、可能な数字と思われれます。その達成のためにも、もう一段のご尽力をお願いしたいと思います。

では、質問に入ります。

1、スマートタウンプロジェクトについて。

人類の産業革命以降、文明が進化していく過程で排出し続けてきた二酸化炭素などの温室効果ガスが、地球の大気の一部を破壊し、甚大な災害を引き起こしている異常気象、気候変動の原因として地球温暖化があるとされています。

そうした状況に歯止めをかけるため、全世界で実現すべき共通目標として掲げられているのが、脱炭素社会であります。菅総理は、2030年に温室効果ガスを46%削減、2050年には排出量全体として実質ゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現を目指すと宣言されたのは、周知のところであります。また、5月26日、参議院では、改正地球温暖化対策推進法が成

立しております。今後、産業界全体の構造改革も求められるところですが、政府には目標達成のための具体的な財政支援を含め、自治体、企業、国民に早急に示す必要があると考えます。

さて、当町の総合戦略の重点プロジェクトに位置づけられておりますスマートタウンプロジェクトですが、今後の脱炭素社会実現に向けて、クリーンエネルギー化推進は重要な取り組みと捉えております。

昨日、町長は答弁で、「当町は、2050年カーボンゼロに向けて取り組む」と力強く言われました。それに基づきまして、これまでの推移と今後の取り組みについて質問をいたします。

イ、クリーンエネルギー化について、次の4点につきまして質問いたします。

1、住宅用太陽光発電設備設置、蓄電池設置で、過去5年間の費用補助の交付実績と推移をお聞きします。

県内で、太陽光発電設備は、補助額に差はありますが、40以上の自治体に取り組んでおります。また、蓄電池設置については、2020年度、県内では当町を含め6自治体にとどまっております。その中でも当町の補助額はトップで、このスマートタウンプロジェクト推進への重要施策と捉えている姿勢が伺えます。それぞれ令和2年度末までの交付実績を伺います。

2、太陽光発電容量と二酸化炭素排出量削減の目標値は。

2018年度の我が国の温室効果ガスの排出量は、約12億4千万トン、うち91%が二酸化炭素とされています。1人当たりの換算では約9トン、排出部門別では、工場などの産業部門が約35%を占め、電力を化石燃料に頼っている現在のエネルギー政策には限界があり、2050年温室効果ガス実質ゼロへの道筋には様々な施策の合わせ技が必要と思われまます。つきまして、当町の太陽光発電容量と二酸化炭素排出量の目標値を伺います。

3、町有施設への再生可能エネルギー導入で、今後の取り組みは。

クリーンエネルギー化と災害時の電力確保に向け重要な施策ですが、今後の取り組みの展開を伺います。

4、小規模事業所への再生可能エネルギー設備設置費用補助と、EV車、FCV車、燃料電池車ですが、それぞれへの費用補助の検討を。

クリーンエネルギー化に向け、個人住宅だけではなく、当町の二百数十社が集積する製造業、商店、飲食業などの事業所への再生可能エネルギー施設への取り組みも、今後、重点課題と捉えます。

また、日本の基幹産業である自動車業界も大きな変革のときに来ています。今後、各社とも新車のラインアップをガソリン車からハイブリッド車を含むEV車などの開発を強化する方針が示されております。今後、再生可能エネルギーを活用した工場への生産体制も望まれるところではあります。

現在、新車購入時における補助金として、国においては上限80万円です。また、県内自治体の軽井沢町、御代田町、立科町、東御市では、独自の補助制度を設けていて、まだまだ新車購入

には高額ではありますが、ユーザーには大きなメリットがあると思います。総合計画、総合戦略がスタートしたばかりのところではありますが、当町におきましても今後の検討課題としてお考えいただきたい点です。

ロ、災害発生時の取り組みについてとして、次の2点質問いたします。

1、本年2月に締結されましたEV車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定についてです。

2019年の台風19号災害で、避難所の村上小学校で停電を経験しました。また、全国で発生した災害時の停電対応で、EV車活用の事例も多くありました。3月議会でも概要の答弁がありましたが、連携協定の内容を伺います。

2、GIS、オープンデータなどの活用は。

災害時の対応などとして、民間への活用・運用が可能となります。その内容について伺います。以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから、1番目としましてスマートタウンプロジェクトについて、イ、ロとご質問ありましたけど、私からは全般的な考え方についてお答えしまして、詳細は後ほど担当課長からご答弁させていただきます。

まず始めに、環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクトは、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、重点プロジェクトの一つとして位置づけております。この総合戦略は、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国、地方が一体となり取り組んでいくために策定したものでございます。

昨年度は、第1期総合戦略の事業検証を行うとともに、各分野を代表する多くの有識者の皆様にご審議をいただき、本年4月から今後5年間の第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。策定にあたりましてご尽力いただきました関係各位の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

さて、ご質問の各家庭への太陽光発電や蓄電池設備の導入に対する支援を行う住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金は、各家庭における再生可能エネルギーの積極的な活用と、それによる環境に優しいまちづくりを推進するために実施しております。

今後も、多くの皆様にこの補助制度をご利用いただき、環境に優しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、今後のクリーンエネルギー化の推進といたしましては、先ほどご説明いたしました第2期総合戦略に位置づけられるスマートタウンプロジェクトにおいて、地球温暖化による気候変動への取り組みとして、発電する際に温室効果ガスを排出しない、あるいは排出量が少ないクリーンエネルギーを推進することとし、今年度は坂城小学校へ太陽光発電設備の整備を実施し、学校をはじめとする町有施設へのクリーンエネルギーの導入を進めてまいります。

併せて、町全体での推進のため、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金など、各世帯を対象としたクリーンエネルギー導入支援に取り組んでまいります。

続きまして、口の災害発生時の取り組みについてといたしましては、スマートタウンプロジェクトの目指す災害に強い町として、災害発生時に備えたエネルギー確保や情報通信技術などを活用した避難行動の最適化に向け、基盤整備に取り組んでまいります。

また、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定の内容についてでございますが、今年の2月17日に、当町含む長野地域の9市町村が、日産自動車株式会社及び長野日産自動車株式会社並びに日産プリンス長野販売株式会社と電気自動車、EVですね、これを活用した環境・災害対応に係る連携協定を締結したものでございます。

この協定は、有事の際に避難所や災害時の拠点となる場所等において、長野日産自動車及び日産プリンス長野販売の協力により、排出ガスや騒音などが無い電気自動車から電力の供給が受けられる給電応援や、長野地域の9市町村間においてお互いが保有する電気自動車等を融通し、相互給電応援体制を構築することが盛り込まれ、併せて、長野地域全体で脱炭素社会の実現を目指すものでございます。

有事の際の給電応援につきましては、令和元年東日本台風の際に、避難所として開設した村上小学校で停電したような事態においても、電気自動車による電力供給を受けることで、投光器の点灯や、テレビやスマートフォンなど、情報収集機器の充電が可能となります。

町では、災害に備え、発電機や燃料等の備蓄のほか、中核避難所となる小学校への蓄電池の整備も進めてきておりますが、こうした町の防災備蓄を補完するものとして期待される協定内容となっております。

町といたしましては、こうした取り組みからも災害対応力を強化し、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において重点プロジェクトの一つとして位置づける「環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」を達成してまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） スマートタウンプロジェクトについてのご質問に順次お答えをいたします。

始めに、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金による太陽光発電設備と蓄電池に対する過去5年間の交付実績についてお答えをいたします。

平成28年度は、太陽光発電設備20件、蓄電池が11件で、合計補助額が355万3千円でございます。平成29年度は、太陽光発電設備18件、蓄電池が2件、交付額が156万9千円でございます。平成30年度は、太陽光発電設備22件、蓄電池が10件で、350万6千円、令和元年度は、太陽光発電設備27件、蓄電池が17件で531万2千円、令和2年度は、太陽光発電設備21件、蓄電池が26件で、666万8千円となり、各年度で内訳に変動はありますが、全体としては増加傾向でございます。

また、町内における太陽光発電容量の目標といたしましては、この4月から新たにスタートした坂城町第6次長期総合計画において、令和7年度1万6千キロワットと定めているところでございます。

一方、二酸化炭素排出量削減につきましては、長野県の気候非常事態宣言及び2050年に県内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明と同様に、町といたしましても、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としてまいりたいと考えております。

町の二酸化炭素の削減といたしましては、太陽光発電設備の補助など、再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関係について啓発する環境教育のほか、資源物回収機会の充実などの取り組みも含めた可燃ごみの削減、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理を推進し、豊かな自然を守り、緑を増やすことによる二酸化炭素の吸収量の拡大の取り組みなど、町全体の様々な取り組みを通じて進めてまいりたいと考えております。

次に、町有施設への再生可能エネルギー導入についてのご質問ですが、町では、新たな公共施設などの建築、改修にあたっては、再生可能エネルギーを活用した発電と蓄電池の導入を進め、二酸化炭素の排出抑制と災害時における行政の業務継続体制を確保してまいりたいと考えております。

また、小規模事業所などへの補助金についてのご質問ですが、この4月からスタートした総合計画や総合戦略において定めているとおり、まずは各世帯におけるクリーンエネルギーの充実が一番と考え、引き続き住宅用クリーンエネルギー導入支援を推進してまいりたいと考えております。

その上で、町内事業所への再生可能エネルギー設備設置や、電気自動車、EVや、燃料電池自動車、FCVへの補助などについて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、災害時の取り組みのご質問のGIS、オープンデータの活用についてでございますが、GIS、地理情報システムは、緯度経度の座標など、位置に関する情報を持ったデータ、空間データを総合的に管理・加工し、地図と重ね合わせるなど、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムでございます。

また、オープンデータとは、役場などが保有する避難所の一覧や消防水利、AED設置箇所、介護や医療の事業所一覧などに代表される様々な公共データの活用を図るため、機械判読に適したデータ形式で町のホームページなどで公開し、許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工など、2次利用が可能なデータのことでございます。

このGISやオープンデータは、災害時に限って使用するものではございませんが、特に災害時など、高度な分析や迅速な判断を求められている状況において、GISの活用ができるよう基盤整備を図るとともに、役場内部のみで活用されていた情報など、町が持つ情報について2次利

用が可能なオープンデータ化を行うことで、状況が異なる様々な災害に対し、適切な情報として活用が図られるよう整備を行ってまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 町長、担当課長より、取り組みについてのご答弁をいただきました。

まず、太陽光発電設備設置、それから、蓄電池の設置状況をお伺いしました。平成29年ですか、この年だけはちょっと減ってはいるんですが、ほかの年は右肩上がり伸びてきているという印象を持ちました。やはり補助額もかなり増えてきてまして、令和2年度は660万円ほどということで、上限が10キロワット未満、1キロワットごと、1万5千円の補助、それから、蓄電池が20万円の補助ということだと思んですが、ほかにもHEMS、これも併用して設置していくと、やはり30万前後ぐらいの補助になると思うんで、やはりこれは大きなメリットがあると思います。

それで、やはりお聞きするところは、新築のお宅はかなりの割合で設置をされているということで、やはりそういう意識はこれからますます増えてくるのではないかなというふうに感じております。

それから、発電容量に関しては確認をいたしました。

そういった、二酸化炭素の排出量のほうは、まだ、具体的には当然2050年排出ゼロということであると思うんですが、これは、なかなか具体的にどうやっていくかというのは、また今後の課題ではないかなというふうに思っております。

それで、小規模事業者様への再生可能エネルギー設備設置と、それからEV車、燃料電池車への補助についても、今後研究をしていくというご答弁をいただいたんですが、その研究課題の一つとしてご提案させていただきたいんですが、私も、過去製造業の現場で経験した立場として、雷のときなどの落雷、そういう突然の電源喪失のときというのも本当に対応ができなくて、産業の工作機械、それから、電子機器やツール、製品などに損傷の恐れがあるわけです。5分とか10分でも蓄電池、電源確保ができれば大きな不具合を回避できる可能性もありますので、そこら辺の点も併せて、ぜひ今後、坂城町のほうで検討いただきたいというふうに思っています。

それから、県におきましても、ゼロカーボン戦略が決定しまして、温室効果ガスの排出を2030年度までに、2010年度比で60%削減するとしています。再生可能エネルギー分野では、住宅への太陽光パネル設置や、小水力発電機を促進するとのことでもあります。

町におかれましても、今後、施策の進捗を注視していただいて、情報収集と連携を図っていただきたいと思っております。

それと一つ、町内設備事業者様の聞き取りで、以前は売電目的で太陽光発電設備など設置が多かったようですが、近年は売電価格も下がってきている状況では、やはりクリーンエネルギー化と停電中の電力確保、いわゆる電気の地産地消への考え方が増えてきているというようなことをおっしゃっていました。

現状、太陽光パネルの本体の価格も、当初に比べてかなり下がって、それから、耐用年数も、今、20年以上あるということらしいです。ランニングコストを見た場合、蓄電池とHEMSを設備しても、補助制度の活用により、現在支払っている電気料金で設備設置の可能性もあり、メリットがあるのではないかと話を話されていました。ご答弁にもありました設備設置件数が増えてきているというのは、その現われのいったんだというふうに思っております。

では、続きまして、3点質問させていただきます。

ここに来まして、国、県をはじめ脱炭素社会の実現に向けて様々な施策、戦略が急展開で示されてきております。町の施策を進める上で、新事業や制度の変更など、町として対応が求められる可能性が考えられます。そうした場合の町民の方への啓発、促進への周知、情報発信などの取り組みについて伺います。

2つ目、町内設備業者様のデータで、本年、太陽光発電設備を設置されたお宅の発電シミュレーションについて情報をいただきました。それによりますと、このお宅の場合、太陽光発電容量は6キロワット、これは、250ワットのパネルが24枚になるということなんですが、そのデータのあれによりますと、推定年間発電量が7,371キロワット、環境貢献度として、石油削減量が年間1,673リットル、CO₂削減効果は年間で3,320キロ、これは3.3トンになるわけですが、というデータでございます。さきに述べました2018年度の1人当たり9トンのCO₂排出を勘案しますと、この設備で1人当たり年間約3分の1に相当するわけです。もちろん、このカーボンニュートラルに向けては、ほかにも省エネであったり、それから、答弁にございました環境教育含めたごみの減量化、森林整備、さらには新エネルギーの開発など、併せて対策が必要だということは承知をしております。

そこでご提案いたしますが、先ほどのご答弁で、町も2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするということを目指すということ述べられました。その一環として、現在実施の補助事業、太陽光発電設備設置において、この環境貢献度のデータを蓄積・集積していくということで、CO₂削減へ向けて一つの指針になるのではないのでしょうか。その点についてお考えを伺います。

3つ目、ご答弁でEV車などへの補助は、今後の研究課題ということでございましたが、県では、出先機関に本年度、EV車を数台導入予定ということが載っておりました。ゼロカーボンに向けた先進的な、率先的な取り組みと、連携協定で先ほどご答弁ありましたけれども、災害の状況によっては坂城町にすぐ応援要請しても対応できないというような場合も考えられます。そういう状況を勘案して、以前にも提案をさせていただいたんですが、町有車のEV車導入の検討を再度伺いたいと思います。

以上、再質問いたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、啓発や情報発信などの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

町の施策を進める上で、新事業や制度の変更などがある際には、広報さかきや町のホームページを基本として、お伝えする内容に応じて様々な場面や情報ツールを使い、啓発・発信をしてまいりたいと考えております。

次に、環境貢献度のデータの集約につきましては、太陽光パネルなどが実際に発電をした発電量は、町では正確な値を把握する方法はございません。一方、平成22年度の住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金の創設以降、補助金の交付申請の際に申告していただいております設置する太陽光発電システムの発電能力を示す発電容量については把握できますので、その値の累計を町のホームページで公表をしております。この町が把握している発電容量から推定される年間の発電量を算出することは可能であると考えております。

また、電力会社が、その年に1キロワット当たりの発電の際に排出した二酸化炭素量につきましては、各電力会社において毎年公表をしております。

そこで、先ほどの町内において推定される年間の発電量相当は、電力会社から購入しなくても済むこととなりますので、その分電力会社としては発電量を減らすことができ、CO₂の削減となりますので、町内での発電量分のCO₂を推計し、確認してまいりたいと考えております。

最後に、町有車への電気自動車導入ですが、町では計画的に町有車の更新を実施しておりますが、更新の際にその時点での自動車業界の技術動向なども注視し、町で必要とする車両の用途も勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 再ご答弁をいただきました。やはり町が、2050年脱炭素に向けて、二酸化炭素を実質ゼロにするということで、やはりそうやって目に見えるデータを蓄積していくということは、町民の方にもやはり発信力がありますし、やはり自分たちの実感として、ああ、こんだけやれば、こんだけの二酸化炭素が削減されていくんだということが肌で分かって、町民全体としてその方向に行きましょうというような方向性も見出せると思うんで、これは、いろんな取り組みの中で非常に大事なことだと思いますんで、ぜひとも、またいろんな政策を組み合わせさせていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

では、時間の関係でまとめますけど、2050年の脱炭素、実質ゼロは、非常にハードルが高い目標であると思っております。これまで人類が地球の環境を破壊してきたのであれば、その環境を元の姿に取り戻すために力を尽くしていくことも人類の大きな責任であると思えます。

日本が、脱炭素社会を実現するためには、政府の対策や自治体の施策、企業努力だけではなく、個人や家庭レベルでの意識改革や啓蒙活動が求められる時代だという認識が不可欠であると思えます。

では、次の質問に移ります。

では、続きまして、2、歴史的建造物について取り上げます。

イ、旧久保家住宅について。

久保家は、旧上平村はもとより、旧更科郡内においても有数の地主として中心的な役割を果たし、現存している建物は明和期から実に二百数十年を経過しているとお聞きしております。

これまで、20年ほど空き家となったことから、近年、旧久保家住宅の存続につきまして、所有者様と町側で様々なやり取りがなされ、私も以前から注目をしておりました。その最中、本年2月、まさに急転直下で当町に寄附をいただくということになりました。

私も以前伺いましたが、旧久保家住宅は、瓦屋根を配し、堂々とした主屋を含め、他に類を見ないものであり、文化財としても価値のある建造物であると、文化財保護審議会委員の見立てもありました。

この文化財的価値と、また、びんぐし公園に位置する絶好の立地条件を含め、町の新たな拠点として各種振興策に寄与することは間違いないと確信をしております。

では、次の3点につきまして、質問いたします。

1、久保家の歴史と、このたび寄附に至るまでの経緯をお聞きします。

また、冒頭でも述べましたが、二百数十年の歴史のある旧久保家住宅ですが、学術的・歴史的な価値に加え、文化財的価値をどのように捉えているのでしょうか。

町長の議会招集挨拶でもありましたが、敷地面積は約4,850m²とのことで、これは、文化センターの半分ぐらいの大きさになるのでしょうか。非常に広大な敷地であると実感しております。その室内外の現状、敷地、建坪、間取りなど含め質問をいたします。

2、修理、改修など、保存に向けての対応は。

20年余り空き家であったと思いますが、保存に向けて修理・改修への対応を伺います。

3、今後、利活用に向けての考えは。

今後に向け、一番のテーマになる点です。県宝への登録という道筋もあると思います。しかし、この点は町側も同じお考えだと思いますが、慎重さが求められます。現時点では、まだ具体案はお示しいただけないと思いますが、公共施設としての位置づけを含め、利活用に向けての手順などお考えを伺います。

以上、質問いたします。

教育長（清水君） 2、歴史的建造物について、旧久保家住宅について、順次お答えいたします。

まず、上平の久保家につきましては、伝承によりますと、戦国時代に甲斐の武田家に家臣として属していたとされ、天正10年、1582年に織田信長による甲州征伐で武田家が滅亡した後に上平の地に土着し、農業を営むようになったと伝えております。

江戸時代の初期には、上平でも比較的裕福な農家でしたが、江戸時代中期には、旧更級郡及び松代藩領の中でも屈指の地主となり、その後、若干の浮き沈みを繰り返して明治維新を迎え、幕末から明治期にかけての経営の立て直しが成功し、地主としての基盤を整えるに至ったということでもあります。

続きまして、旧久保家住宅の寄附に至る経緯についてですが、平成11年頃に当時の当主である久保速雄氏から、久保家住宅に係る文化財的価値の提示と保存に関する依頼がありました。

これを受け、平成12年に町教育委員会から、長岡造形大学の宮澤智士教授に調査を依頼し、14年に報告書が提出をされました。

この後、久保速雄氏がお亡くなりになったということで、保存に関する話はしばらく止まっておりましたが、平成24年には、文化庁及び県教育委員会が現地調査を行い、歴史的な建造物であることが再確認された経緯がございます。

平成26年には、地元の方を介し、当時の所有者である久保柳哉氏から町に寄附の意向が伝えられました。

その後、現地の状況確認を行うとともに、27年に町文化財保護審議会に文化財的価値についての見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの意見をいただきました。

翌28年には、久保柳哉氏と東京において寄附に関する協議を開始いたしました。協議では、主に寄附後の利活用に関する条件や、屋内に残る布団や食器類などの生活用品、仏壇に残る位牌などの祭祀具の処理について話し合いが行われました。

久保柳哉氏から提示された条件は、基本的には、建造物を解体して更地にしてしまわないこと、主屋裏にある松の木は生育している間は伐採しないことの2点でありました。

屋内の片づけなどを、久保氏との協議に従い進めてまいりましたが、当主の久保柳哉氏が東京都在住ということもあって、時間を要する状態となっております。

そのような折、昨年、当主の久保柳哉氏が急逝されたことから、寄附に関わる協議にも参加されていた兵庫県在住である弟の久保亞弓氏が相続することになり、様々な状況により急遽寄附の手続を行うことになり、本年2月15日付で寄附採納に至ったものであります。

旧久保家住宅の現在の状況、屋内外の状況、敷地面積、建坪、間取りなどについてでございますが、敷地面積は5筆あり、合計4,852.87平方メートル、坪数に換算しますと約1,500坪。建築面積は9棟あり、715.02平方メートル、坪数に換算しますと約220坪。また、延べ床面積は1,048.11平方メートル、同じく坪数に換算しますと約320坪となります。

間取りにつきましては、長屋門、土蔵、隠居屋など、附属建物がありますが、主屋についてお答えいたしますと、茶の間、客間等の畳敷きの部屋が10部屋、台所、納戸等の板敷きの部屋が5部屋となっております。

室内の現状につきましては、急な寄附採納となりましたので、残置物があること、また、20年近く空き家状態であったため、ほこりの堆積が進んだ状態となっております。

続きまして、修理、改修など、保存に向けての対応につきましては、貴重な文化財建造物であ

りまずので、保存のための修繕が必要であることは重々承知しているところでございますが、一定規模以上の修繕は、今後、利活用の方向性が示された段階で着手したいと考えております。

しかし、そうは申しまして、建造物の保全のためのメンテナンスは必要でございますので、応急的な建造物への水切り、これは、建物の木製土台部分に土砂がかぶってしまうと、そこから水分が浸入し、木部が腐食したりシロアリの被害を受けたりするため、これを阻止するために土砂を掘り下げる作業や雨どいの清掃、補修など、必要最低限の対応は実施してまいります。

また、職員による目視による腐朽具合の予備調査も実施し、来たるべき改修に備えてまいりたいと考えております。

今後の利活用に向けての考えは、についてでございますが、旧久保家住宅の利活用につきましては、公共施設としての位置づけを含め、様々な活用が考えられますことから、文化財建造物としての価値を失わせることなく活用していく方向性を慎重に模索してまいりたいと考えております。

過日、5月27日、各課の課長等が参加し、土地及び建造物の概要について、現地にて確認を行ってまいりました。

まずは、庁内での利活用に関する検討を開始し、続いて、外部有識者等にも参画いただく検討会を開催するなど、一定の方向性を見出した上で、広く町民の皆様方からのご意見も頂戴するとともに、寄附者のご意向も踏まえる中で、歴史的建造物の特性を生かし、周辺の環境等も考慮したよりよい利活用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 教育長より、詳細なご答弁をいただきました。このたび、寄附に至った経緯、それから、現在の状況等については理解をさせていただきました。

いずれにしても、これまでいろんな形でやってこられました久保家の関係者の皆さん、また、それまで携わってこられた皆様には、敬意を払うところでございます。

利活用に向けて、町内外の幅広い皆様の意見を集約して進めるとのご答弁でありましたけども、これが一番の今後の重要課題というふうに受け取っております。

ご答弁にありましたように、20年空き家状態だったということで、かなり室内の状況も大変ではないかなというふうに思っておりますが、今後、その利活用に向けての考え方、いろいろあると思うんですが、保存を含め維持管理を町主導で進めるのか、それから、第三セクターや民間に委託するか、これはいろんな考え方があるわけですけども、今、教育長が答弁で言われたように、多くの皆様の意見が反映されて、そんなような思いのこもった施設、その一体になればいいなというふうに希望をさせていただきます。

ここで町長に、ちょっと一つお伺いをしたいと思います。この久保家の利活用を含め、やはりあそこのびんぐし公園、それから湯さん館含め、びんぐし一帯は、その振興策ということで、非常に大きな位置づけにあるのではないかと感じておりますが、今後のビジョンとかあ

りましたら、ご所見を伺いたいと思います。お願いします。

町長（山村君） 今後のビジョンということでもありますけど、今、教育長からお話申し上げましたように、とにかく天正年間、四百数十年前に久保家が上平に移られて、ずっとその地に住まわれて、なおかつ建物も二百数十年前、江戸の末期の建物だということ、それがほぼそのままの形で残されているという、大変すばらしい施設だろうというふうに思っております。

それで、先ほど細かく申し上げませんでしたけども、建物だけの寄附ではなくて、中にあります、これは、いろいろ精査しなきゃいけないんですけども、千数百以上に及ぶ書画についても同時にご寄附いただくということになっておりましたので、随分前に坂城町の学芸員が調査したことあるんですけども、もう一回確認をすることも必要なというふうに思っております。

十数年前にこのお話伺って、私は、すばらしいことだなと思いました。久保柳哉さんとも、七、八年前にお会いして、本当に快くご寄附をいただくということで、本当うれしく思いました。

今、滝沢議員がお話ありましたように、とにかくびんぐしのエリア、びんぐし山があつて、びんぐし湯さん館があつて、びんぐし公園があるとか、そこにびんぐしわくわくステージという野外ステージがあつたり、味ロジがあつたり、びんぐし亭があつたり、それから、すばやく坂城のゲートボール場があつたり、テニスコートがあつたり、もっと言えば、村上保育園もあつたりとか、ちょっと足を伸ばせば十六夜観月殿があつたり、狐落城があつたり、また、自在山の三角山もすぐ近くにあるし、そもそも村上の発祥の地である島地区もすぐ目の前にあるということがあります。

将来、18号バイパスが完成したり、インター先線が18号バイパスにつながるということになりますと、あるいはサイクリングロードなども村上側にありますので、私は、これから文化的な、非常に大切な文化財としての施設の久保邸とともに、ある意味じゃあびんぐしリゾートエリアの中心的な建物になるかなと思っておりますので、それを総合的に大事に、大切に開発できればなというふうに思っておりますので、いろんな夢を実現できればなというふうに思っております。

本当にわくわくするというような感じだろうと思っております。これから皆様と一緒に、当面すぐ第三セクターに渡すとかじゃなくて、町でしっかり吟味をして、それで皆様方のご意見を伺いながら、どのようにあの建物を保管し、使い、あるいは中の書画がどの程度展示できるのかちょっと分かりませんが、それを含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

10番（滝沢君） 町長より、将来に向けて夢が広がる答弁をいただきました。もし、それが実現していければ、新たなにぎわいの創出につながるプロジェクトになるというふうに確信をしております。

私も、歴史同好会で、以前、上平を半日ぐらいかけて散策したことがあるんですけども、やはり上平含めてあの周辺、非常に歴史的にたくさんの遺跡とか、そういう見どころがありまして、

あそこを拠点にして散策コースなんかも作ればいいんじゃないかなというふうに思いますし、また、それだけ今の久保家の住宅の敷地面積考えると、いろんなことが考えられるんですが、飲食含めた宿泊なんかもできるのかなとかいろいろ考えたりします。そういう意味で、いろんな考えができるので、そういう意見を集約した形で、将来に向けていただければなというふうに思っております。

すみません、では、2点だけちょっと再質問させていただきます。

1点目、今議会補正予算に、旧久保家の工事委託料等を計上されておりますが、その主な内容について伺います。

2点目、敷地についての件ですが、旧久保家は、長屋門を配し、四方が塀で囲まれているわけです。その外側の敷地もかなりあるのではと私は推測をしておるんですが、その中でのご提案で、その塀の外側の敷地、これを今、一部建物があったり、それから農地としての部分もあるんですが、その敷地をちょっと駐車場としての整備をしていただけないかと。それであれば、それほど費用も時間もかけずに可能ではないかと思われまます。

ご存じのように、びんぐし公園では年間いろんなイベント、先ほど町長言われましたわくわくステージ、この広場で子供フェスティバル、それからハワイアンフェスティバル、それから来年開催予定の薪能なども考えられるわけですが、それらの公演の際に、やっぱり駐車場っていうのは、どうしても必要な部分あるんで、そこ辺の考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、旧久保家住宅に関連した今議会に上程させていただきました補正予算の主な内容といたしましては、施設の警備を行うために必要な経費と、樹木等の剪定に係る費用が主なものでございます。

警備設備の設置及び付帯工事、そして、警備に係る警備委託費、そのほか敷地内に多数ある樹木等の剪定と、建物にかかり危険と思われる樹木の伐採のための作業委託などが、今回の主な補正予算の内容となります。

2点目といたしまして、今回いただきました土地のうち、塀の外側の敷地につきまして、駐車場として活用できそうなところはないかということでございます。

こちらにつきましては、隣接する土地所有者との調整というのも必要になるかもしれませんが、一時的なイベント等での活用につきましては、そのときの状況を勘案しまして、可能な限り対応することができないか検討してまいりたいと考えております。

ただし、今後の利活用の方針が定まるまでの間は、当面はできるだけ構築物の建設や採石等の搬入などを行わず、現状のままでの活用を基本に考えてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁いただきました。あその外側の駐車場として利用できれば、今まで村上小学校からあそこまで歩いて、皆さん来ていただいたんですが、台数どのくらい

止められるか、ちょっとまだ分かりませんが、やはりご協力いただいている交通安全協会、それから、交通指導員の皆様の多少負担軽減ということにつながると思いますので、今、課長言われましたように、あそこへ砂利敷いてコンクリート打つというのは、当然それは無理だと思いますので、やはりある程度土をならす程度のあれで、雨の場合はもうしょうがないというふうに割り切って、そういう整地で何とか実施をお願いできればというふうに思っております。

それから、先ほど町長言われた、建物だけでなく、古文書含めて美術品というお話もありましたけども、今、古文書のほうは一部B・Iプラザのほうに、文化財センターのほうに行って、これから解析といいますか、あれをやるというようなお話も聞いておりますが、美術品に関してはこれからの部分が多いと思いますので、そこら辺もぜひ注視をしていただきたいというふうに思っております。

では、最後になります。修理、改修、保存に向けては、これだけ大規模な建造物ですので、年間の維持管理費用もそれなりにかかることが予想されます。利活用に向けては、にぎわい創出のため様々な振興策を講じていただき、そこから、ここが一番大事だと思います、やはりそこから資金を生み出すような、そのような施策の推進を望みたいと思っております。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1、道路の安全について。

イの通学の安全確保について、質問は2つ。

1、児童生徒の交通安全教育は、道路交通法などの交通安全に関わることは、頭で理解して覚えることももちろん大切ですが、考えるよりも先に自然に体が動くように体に染み込ませること、地域特有の交通ルールや独りよがりのマナーが身につく前に、日本中どこに行っても安全に交通社会を生きていけるための全国共通のルールである道路交通法を体に染み込ませてもらうことも、十分効果的であると考えています。

子ども達が、理屈なしでパソコンやスマートフォンを使いこなすのも、生まれたときから身近にあるからです。交通安全について、日常、身近に経験することで、一生モノの安全意識が育つのではないのでしょうか。

私の子どもの頃とは、道路環境や通学方法が変わって、思わぬ事故の形態も発生し、安全規制に対する社会の要望によって道路交通法も変わっていますので、最近の通学路に対する保護者や

学校からの不安や要望はどのようなものがあるか、一方で、自転車利用を含めた安全の指導、これについてはどうなっているのかについて、1として質問をします。

次に、2として、産業道路A01号線拡幅後の歩道は、自転車通行が可能になるのか。

これは、具体的な事例での質問になりますけれども、保護者の方が、産業道路を歩いて通学しているお子さんの事故の心配をされています。

6月になって、南条、若草橋付近で、7時から8時、この間に様子を見させていただきました。日によっての変動はありますけれども、下りの車両が、中学方面へ行く車両ですが、5分間に40台から60台、1分間に最大12台ぐらい、渋滞にはならないけれども、車間距離を保って次々に車が通っていくほどの通行量でした。

その中で、学生と思える自転車が約30台利用されていました。そのうち、車道通行は3から5台、そのほかは歩道を通行していました。この区間は、拡幅工事が済んでいることで、車の速度制限、規制が50キロとなっていることもあって、自転車での車道通行は危険と感じました。

余談ですが、横断歩道での停車率、これがほぼ100%であったことは感動しました。

産業道路A01号線を確認したところ、文化センター北交差点から坂城消防署までは、歩道に自転車通行可の標識があって、通行可能な区間の始まりと終わりが示されていて、ここは安心して自転車も通行ができるわけです。一方で、拡幅工事が完了しているように見える南条小学校から鼠橋通り交差点まで、自転車通行可の標識のない区間がありました。

道路交通法では、13歳以下または70歳以上などの場合や危険な場合は、歩道も自転車が通行できるとされているようですので、通学の自転車は歩道の通行ができるということかと理解ができますが、この場合は、歩道通行可の標識があるよりも、少し厳しい規制がつけられていると同時に標識がないことから、歩行者の理解が得られずに、歩行者と自転車の穏便な共存について不安が起こります。

拡幅工事が完了して、自転車通行可の標識が未設置の区間については、歩行者、自転車が互いに気持ちよく安全に利用できるように、標識で明示してもらいたいと思いますので、この2点について2として質問します。

教育文化課長（堀内君） 1、道路の安全について、伊の通学の安全確保についてのうち、児童生徒の交通安全教育はについてお答えいたします。

町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関と連携体制を構築し、通学路交通安全プログラムを策定する中、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めているところでございます。

通学の安全についての不安や要望につきましては、毎年各校のPTA校外指導部を中心に、各地区における危険箇所等を精査し、危険度の高い箇所から順位づけを行う中、町PTA連合会と校外指導部連名で危険箇所改善要望書として教育委員会にご提出いただいております。

教育委員会では、要望書を受理した後、通学路交通安全プログラムに基づき、道路・施設等管理者にその要望内容について伝えるとともに、合同点検パトロールに向けた日程調整を行い、町PTA連合会と小中学校代表者、千曲警察署、千曲建設事務所、町関係課及び教育委員会による合同点検を行い、直接現場にて要望内容等の説明を受ける中で、状況の確認を行っているところでございます。

合同点検終了後、施設管理者全員で現地確認した際に、意見等の整理・確認をし、警察署等から法的見地による助言もいただきながら、それぞれ該当する機関において対策内容等の検討を行い、対策の実施・効果の把握、そして、対策の改善・充実につなげる取り組みとしているところでございます。

対策等の検討の結果、改善が必要と認められた箇所につきましては、各機関で具体的な計画を立て、すぐに対応可能なものは実施し、時にはPTA作業として対応してもらえる部分をお願いするとともに、予算化が必要なものにつきましては、翌年度以降計画的に予算を計上する中で、改善に努めてきたところでございます。

また、このようなハード面の取り組みのほか、交通量の激しい朝の通学時間帯や下校時間帯には、保護者の皆さんや地域のボランティアの皆さんのご協力により、交差点での見守り等も行っていただいているところであります。

続きまして、児童生徒の交通安全教育につきましては、小中学校ごと、交通事故防止に向け、各学年の実態に合わせ、交通ルールを理解と交通安全に対する意識の向上を図る目的で実施しております。

小学校における交通安全教育につきましては、正しい歩行の仕方や自転車の乗り方を身につけ、交通事故の恐ろしさを理解し、危険予測ができるようにするなどを目的に、春と秋の年2回の交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、道路での歩行や自転車の乗り方についての講演のほか、DVDなどの動画の視聴、そして、ダミー人形を使った衝突実験・死角の学習など、千曲警察署や千曲交通安全協会坂城支部など、関係機関の皆さんのご協力をいただく中で開催しております。

学年の実態に合わせた取り組みといたしましては、3年生を対象に、校庭に模擬道路を作成する中で、自転車の乗り方について実践も交えた指導を行い、交通安全教室終了後、保護者の許可が得られた段階で一般の公道でも自転車を利用できるようにしております。

公道での自転車利用の許可が出されている4年生以上につきましては、毎年各家庭に自転車の整備・点検の方法をお知らせするなど、事故防止への協力をお願いしているところでございます。

また、中学校におきましても、新年度が始まってすぐの4月上旬に、千曲警察署から講師を派遣いただき、交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、交通安全の起きやすい場所や場面、安全な歩き方や自転車の乗り方な

どを中心に説明いただき、生徒には、内容等の確認の意味も込めて、感想等を当日の生活記録に記入、提出させるとともに、学年だより等により、保護者への発信も行っているところでございます。

自転車通学を行う生徒につきましては、新年度の初日である入学式、始業式の日、「自転車使用申請書・誓い」を提出してもらい、学校長の許可により使用できることとなっており、交通安全教室とは別に春と秋の年2回、自転車通学の指導も行っております。

今年度の自転車通学に関する指導の重点といたしましては、見通しの悪い交差点、広い道を横断する際の自転車の一時停止と、道路の横断時は自転車を降りて横断する等について継続的に指導することを掲げております。

このほか、春と秋には通学路のうち、大望橋、坂城消防署交差点、坂城高校下の古沢商店前交差点、校門前など、朝の登校時に教職員が分担し、校外指導も行っているところでございます。

今後も引き続き、自転車利用の各家庭の協力もいただく中で、年間を通じた点検、ヘルメット着用の徹底を図るとともに、徒歩通学も含めた児童生徒による交通安全事故防止につながるよう、小学校からの継続的な交通安全指導に努めてまいります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの通学の安全確保についてのうち、産業道路A01号線拡幅後の歩道は自転車通行が可能になるかのご質問にお答えいたします。

自転車の通行に関しましては、基本的に車道の左側を走行することになっておりますが、例外として歩道を走ってもよいとされている場合がございます。1つ目として、歩道に普通自転車歩行通行可の標識等があるとき、2つ目として、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、また、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき、3つ目として、車道の左側の部分を通行することが困難な場合や、自転車通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときとされております。

1つ目の普通自転車歩行通行可の標識は、公安委員会が指定して設置するものであり、歩道幅が3メートル以上確保されていることや、普通自転車及び歩行者の通行に支障がないかどうか現地調査を行った上で、車両の通行量等を勘案して判断されるとのことでございます。

現在の状況といたしますと、議員さんご質問のとおり、中之条地区から南条鼠地区にかけての産業道路A01号線におきましては、文化センターグラウンド北側交差点から坂城消防署前交差点までの間は、普通自転車歩行通行可の指定がされており、坂城消防署から鼠地区までの間は指定がされておられません。また、鼠橋通りは指定がされております。

千曲警察署によりますと、坂城消防署から鼠地区までの間について、普通自転車歩行通行可の指定にあたっては、道路整備が完了した箇所から部分的に指定した場合、自転車が通行できる区間と通行できない区間が混在するよりも、区間を一括して指定することのほうが望ましいところではありますが、地域からの要望により、必要な区間を指定していくことも可能とのことでござ

います。

町としましては、産業道路の整備状況にもよりますが、安全にそして安心して自転車通行ができるよう、町民の皆さんからの要望等を踏まえる中で、千曲警察署と協議するなど対応してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 詳しいご説明ありがとうございます。安全教育についてなんですけれども、中学、小学校とも年2回と、安全週間の頃になるのでしょうか。これ、最初のところでも自分言いましたけれども、身近に安全教育というものが必要だと思うんです。そういうわけで、日常的な指導っていうものについては、どういうふうにお考えなのでしょうか。

自分が経験した中では、交通安全協会の役員として、横断歩道のところへ立って、朝、旗持って、車が来たら止まってもらえるかどうかという感じでもって手を挙げたりしていたんですけど、その場合の役員は、交通ルールについてあんまり指導できる立場じゃないというようなこともあったりもして、できれば危険な歩き方、自転車の運転の仕方している子ども達に対しては、見かけたらその場でもって大人が注意できるようなというようにすることも必要ではないかと思いますが、その点について町のお考え、伺います。

教育文化課長（堀内君） 交通安全教育について、再質問にお答えします。

学校での年2回の交通安全教室の開催のほか、日常的な指導といたしますと、先ほども申し上げましたけれども、各家庭につきまして、自転車整備・点検の方法などお知らせするとともに、交通ルールの徹底ということで、ご家庭での事故防止への協力をいただきたいというところを啓発しているところでございます。

また、先ほども申し上げた中学校におきましても、子ども達にもう一度、ただ安全教育に参加しただけではなく、各自で振り返りをさせていただき、その模様を学校だより等で保護者にも通じて、日常的な指導に生かしていただきたいということで、学校、警察、家庭とで交通安全、防止に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

7番（玉川君） 承知しました。

自転車の歩道通行について、通行の許可等の権利は、権利というか、管轄は公安のほうということで、町としてはお願いを続けてもらうとか、また、地域の皆さんに要望を出してもらうとかということでいいんですね。分かりました、ありがとうございます。

次の質問です。イの安全情報の周知について。

イ、周知の方法と系統について。

1、不審者情報など、町内の安全に関する情報の系統、これはいくつあるのか。

私は、現在、さかきまちすぐメール、これからはすぐメールと言いますけれども、と県警のライポくん安心メール、これ、これからは県警メールと言いますけれども、を個別に登録して情報を受け取っています。一般町民が利用できるものは、この2つだけでよろしいでしょうか。

すぐメール配信の情報は、防災行政無線で聞き逃したときや、見直したりできるので、とても有効に使わせていただいています。

防犯情報などは、多くの人ができるだけ早く対応することが大切ですので、県警メールとともに大切な情報伝達方法だと思います。

現在、すぐメールは、情報の分野別に登録できるようですが、それぞれの利用者数についても回答を下さい。

次に、2として、各系統間の情報の共有はです。

4月末の千曲警察署からの県警メールの不審者情報について、情報の内容について分かりにくい点があったので、町に問い合わせてみましたけれども、町では情報そのものを把握していないということがありました。今回、この質問のきっかけがこの経験です。

それから、防犯に関わる情報が、県警メールとすぐメールで共通ではないこと、これも確認しました。県警メールで配信された情報が、すぐメールでは配信されないことが何度かありました。不審者メールとか、熊出没とか、そういった内容です。情報の共有とメールの配信についてどうなっているのか、回答をお願いします。

町長（山村君） 玉川議員さんから、2番目の質問としまして、安全情報の周知について、イとして周知の方法と系統についてというご質問がありました。お答えします。

初めに不審者情報、今、お話がありましたけれども、不審者情報について、町内の方が安全情報として利用できるものは、さかきまちすぐメールと県警のライポくん安心メールの2つと認識しております。

ライポの安心メールのほうは、各警察で設定しておりますので、私は警察の勧めもあって、千曲署以外にあちこちのライポに入っていますので、同時にあちこちからわっと入ってくるんですけども、共通のテーマについては、共通のエリアで連携取って発信しているということが分かります。不審者なんかが、千曲だけじゃなくて長野全体で、各署から出るということをやっている、ということを知っております。

さて、町ではすぐメールにより、各種情報を配信しており、配信カテゴリーには防災情報、安心・安全情報、坂城町からのお知らせ、坂城町イベント情報の4種類あります。それぞれ現在の登録者数は、防災情報で2,197人、安心・安全情報で2,055人、坂城町からのお知らせ1,613人、坂城町イベント情報1,583人となっております。このように、目的別、カテゴリー別に皆さん登録されているということが分かります。

また、長野県警察本部や各警察署では、犯罪被害防止のため、子どもの安全情報をはじめ、県内の防犯、交通事故、防災等に関する情報をライポくん安心メールにより、あらかじめ登録された方に配信しているというところでございます。

次に、各系統間の情報の共有についてでありますけれども、すぐメールにつきましては、千曲警

察署及び千曲坂城消防本部と、さかきまちすぐメールの運用に関する協定を締結しており、特殊詐欺の前兆電話の発生や火災発生の際など、警察署や消防署が町民の安心、安全が脅かされると判断される事態が生じた場合には、または生じるおそれがあると判断する場合は、それぞれ直接配信を行うことで、迅速な情報伝達が可能となっております。

学校におきましては、学校関係者がライポくん安心メールに登録し、そこから得た情報をすぐメールにより、保護者へ発信するといった活用もされております。

県警のライポくん安心メールとさかきまちすぐメールは、管理者が異なるということから、現時点におきましては、システム自体の共有はできませんが、幅広い情報を効果的に発信するためにも、ライポくん安心メールで配信される防犯情報等につきましても、配信内容によりすぐメールからも直接配信していただくよう、今後、千曲警察署と協議してまいりたいと考えております。

暮らしの安心や自然災害への備えとして、多重的な情報伝達手段を確保することが重要でありますので、このような情報伝達手段を有効に活用して、地域と連携した防犯・交通安全体制の強化を図り、犯罪、交通事故、消費者トラブルから住民生活を守る取り組みをさらに推進して、「つながるあんしん坂城町」を実現していきたいというふうに思っております。

7番（玉川君） 利用者数なんですが、すぐメール、2千から2,200弱ということで、防災と安心なんですが、これ、この数について町のほうとすれば、どういうふうに評価しているんでしょうか、少ないのか多いのか、適当なのか。もっと増やす、それこそできるだけ多いほうがいいと思うんですが、そういったことについてのお考えはどうなんでしょうか。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

町のすぐメールに登録している登録者数が適当かどうかというご質問でございますが、現在、ご案内のとおり登録者数があるわけで、町としますと、この登録者数は多いに越したことはないというふうに考えております。

この登録者数を増やすためにも、現在、ホームページ等でこのような登録の啓発もしておりますし、例えば、防災行政無線の中で消費者トラブルの情報があったときに、こういった情報の登録についても、一緒に登録のご案内といいますか、情報を伝えていくというようなこともさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番（玉川君） 特に人命に関わるような情報は、多くの人に伝わってこそ効果が倍加するということで、お考えは同じだと思いますので、ぜひ、効果的な運用を要望しておきます。

次に、町営住宅について。

イ、建物・施設の維持管理について。

質問は1つです。1、町営住宅の維持管理はどうなっているか。町の担当課、管理人さん、自治会、入居者の皆さんが、それぞれの範囲で日々維持管理に努めていただいているわけですが、新しく入居されたり、ご近所との関わりが少なかったりなど、場合によっては管理の要望

について、どうしたらいいのか言い出せないでいる方もいらっしゃるようです。

この場合はこの人に、別の場合は別の人ということではなくて、町営住宅に係る要望はここで一括ではなっていないのでしょうか。現在の維持管理箇所の把握の方法と、令和2年度の具体的な改修内容について、説明をお願いします。

建設課長（関君） 3、町営住宅について、イ、建物・施設の維持管理についてお答えします。

当町の町営住宅につきましては、住宅困窮者に対する公営住宅法による町営住宅が、横尾団地、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の5団地、勤労者等の定住増加を目的とした住宅が、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地の2団地、小集落改善事業による坂端改良住宅の合計8団地がありまして、令和3年6月1日現在で入居総数は122戸となっております。

町営住宅につきましては、主に団地ごとに住宅管理人を定め、建物や駐車場に係る相談や、役場へ修繕の内容などをつないでもらう役割を担っていただいております。合計9名の方をお願いしているところでございます。

昨年度の町営住宅の町内事業者へ依頼した修繕の状況につきましては、合計で24件となっております。具体的には建物自体の修繕や、台所などの水回り等の設備の修理などを行ったところがございます。また、施設管理としましては、樹木の手入れなどを委託で行うとともに、職員が現場に赴きまして、簡易な修理・修繕等を行うとともに、空き室周辺の草刈り等の作業、そういったものも行ったところがございます。

なお、必要に応じて、住民の皆さんで草刈りなどの除草作業や駐車場の区画線引き、そういったものを行っていただく場面もございまして、その際には必要に応じて材料等の支給も行ってきたところでございます。

お住まいいただく上での改善などの要望等につきましては、住宅管理人さんを通じてご連絡いただき、把握できるようにしているところでございます。

なお、個別の修繕等につきまして、急を要する場合などについて、直接役場建設課にご連絡いただいても対応させていただいている状況でございます。

7番（玉川君） 管理人さんのほうへ、まずは依頼をするというふうなお話なんですけど、これについての住民の皆さん、特に新しく入ってきた方とか、そういった方への周知等については、入居時にされているということでしょうか。

建設課長（関君） 管理人さんの情報につきましては、こちらのほうから、この住宅団地についてはこの方ですと、ご案内させていただいている状況でございます。

7番（玉川君） 承知しました。

最後の質問になります。4のインボイス制度について。

イ、インボイス制度の周知について。

1、事業者への制度説明会、勉強会のようなものですね、などは計画されているのか。

インボイス制度の適格請求書発行業者の登録が、今年の10月から始まります。私の周りの事業者に聞いても、いま一つ関心が薄く、私自身免税業者でありますけれども、制度の理解が不十分であると実感をしています。

実際の運用開始は2年後の2023年10月から、業者登録は2023年3月末となっております。

軽減税率導入から4年間、開始後6年間は、免税業者からの仕入れ額控除については特例の経過措置が設けられるなど、急激な変化のないように配慮はされていますが、制度の内容がとにかく分かりにくいし、インターネットなんか見ても、いろんな憶測で発言されている方も多いため、丁寧な説明と相談の体制、これが公の立場として求められると、そういうふうに思いますので、まずは説明会についての町の考えをお尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 4、インボイス制度について、イ、インボイス制度の周知についてお答えいたします。

インボイス制度は、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式のことで、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度でございます。

この制度の適用を受けるためには、適格請求書発行事業者として登録申請が必要であり、本年10月1日から受付が開始されることとなっております。

ご質問にありましたインボイス制度の事業所への周知につきましては、国税庁において所管する業界団体を通じた広報・周知のほか、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターを設置し、制度に関する問合せに対応しております。

また、国税庁のホームページや動画チャンネルにより制度の紹介を行っているほか、誰でも参加ができるオンライン説明会などを開催し、事業者に対する分かりやすい案内に努めております。

当町を所管する上田税務署では、町や事業所支援団体などが主催する研修会や勉強会への講師派遣について対応していただけるとのことでございますので、町におきましても、町商工会と連携をして、制度の理解及び導入に向けて町内事業所、特に免税事業者に混乱が生じないように、上田税務署とも調整して説明会を開催してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 課長から回答いただいたとおり、事業所の規模に関係なく登録する制度ですが、特に免税業者には登録するかしないかの選択、さらには、これじゃあ営業が成り立たないということで廃業を選ぶことにもなりかねます。それぞれが早めに対応できるように、支援をお願いします。

最後に、免税業者の一人として、インボイス制度と消費税について、インボイス制度実施について慎重にと求めている団体の考えと調査結果などとともに、意見を言わせていただきたいと思います。お時間をいただきます。

2019年10月からの軽減税率8%と、10%実施に伴う区分記載請求書保存方式とこのインボイス制度については、この事務負担の煩雑さが、事業者はもちろん、税務署などの行政にも影響を与えること、売上げが少ない事業者ほど生活費を含む可処分所得に対する税負担の割合が大きくなるという逆進性の問題、取引先にとって税額控除ができない免税事業者が取引から外されてしまうことが考えられるとして、税理士の団体、日本税理士会連合会や全国青年税理士連盟などの税の専門家や中小企業家同友会全国協議会が、そして、日本商工会議所は、2018年には帳簿と請求書等の保存方式で、所得税と消費税が十分に把握できていたとするとともに、約500万の免税業者が不当な値下げ要求や取引排除にさらされる恐れがあること、さらに2020年9月には、コロナ対策で手いっぱいの事業者は、インボイス制度への対応が遅れていることを理由に、実施の凍結や見直しを求めています。

日本商工会議所の2019年の実態調査では、課税業者に対する調査で、免税業者との取引について、「まだ分からない」というのが63.6%、「取引しない」と答えた課税業者は17.6%となっています。

逆に、免税業者への調査では、インボイス制度への対応について、54.9%が「まだ分からない」、「課税業者への転換」は18.1%、「免税業者のままでいく」というのが12%、「廃業を考える」というのが7.5%となっていました。

中小商工業研究所の2020年の調査では、取引先から課税業者になるよう要請があつて、消費税負担が増えるとする免税業者が、宿泊・飲食業で41.2%、建設業では19.4%でした。

インボイス制度の認知度の低い時点の数字ですから、これから免税業者へのマイナスの影響が増えていくことは容易に想像できます。

日本商工会議所も、消費税価格転嫁対策特別措置法、これが本年3月末で失効した後の引き続きの取締りを要望しています。今後は、独占禁止法違反や下請法で取り締まっていくということらしいですが、人間関係でつながっていた商取引が多い日本で、取締りに訴えて、元のように取引が続けられるのか大いに疑問が残ります。

事業所の規模や取引先との力関係もありますが、私を含めて一人親方やフリーランスの皆さんの中には、大手の同業者に勝って仕事を受注するために、少しでも受注額を安くするため、取引先の値引き要望に従って利益を削っている方も少なくない状況です。免税だからこそ、その税金分を使つての値引きが少なくありません。今さら法律で決まった制度ですから、値上げを交渉できるでしょうか。

世界を見ると、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、日本の消費税にあたる付加価値税の減税を実施している国が50か国を超えています。日本も、消費税を一律5%に戻せば、複雑なインボイス制度も不要になるということです。

財務省の試算では、インボイス制度による新規課税業者からの新たな税収額は、約2,

480億円、免税業者約488万社のうち、課税業者への新規転換が約161万社で、1社当たり平均15.4万円の消費税負担という推測です。

不公平な税制を正す会というのがあります、ここが内部留保を増やし続けている大企業や株取引で資産を増やしている富裕層に応分の負担を求めれば、消費税を16%とした場合と同じぐらいの43兆円、これを試算しています。消費税でなくても、財源は十分考えられるわけです。

また、消費税については、憲法25条、最低限度の生活の保障に反して生活費に課税するなど、根本の考え方からして問題ありだと思います。

消費税率にしても、そもそも複数税率にしたことで事務作業を複雑化して、税の公平性のために理由にインボイス制度の採用となってしまうわけです。

インボイス制度は、消費税政策の仕上げとなって、これが実施され、事業者の大半が課税業者になれば、税率をさらに上げることも簡単になります。これでは、経済的に弱い立場の方々の生活が、ますます苦しくなってしまいます。

また、今議会で、町内事業所の回復や、新たな町の支援のお話がありましたが、個々の努力と町の支援によって、コロナ禍で何とか踏ん張っている最中の地域の循環型経済の主演である一人一人の事業者が、また次の困難に直面することのないように、町にはインボイス制度についての説明と支援を改めて期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、ヤングケアラー、そして、職員採用についての2つについて質問をいたします。

それでは、まず初めに1、ヤングケアラーについてです。

イとしまして、病気や障がいを抱える親や兄弟、姉妹を世話するヤングケアラーの存在についてということで、いくつか質問をさせていただきます。

実は、私が最初にこの言葉を知ったのは、ちょうど2年前ですか、2019年の地元紙、新聞社名、言っていないと思うのでお伝えしますが、信濃毎日新聞の朝刊の記事でした。この記事については、現在も切り抜きをして、たまにヤングケアラーがたびたび報道されるたびに、その記事を読み返しています。

その後、新聞やテレビ等でヤングケアラーについて取り上げられることがあり、社会的な認知度も高まっているのではないかと感じております。

なお、昨日の同僚議員から、同じくヤングケアラーについての質問もありましたので、いくつ

か、一部ですが、重複する点があるかと思いますが、改めて私からも質問をさせていただきます。

ヤングケアラーは、厚生労働省によると、法令上の定義はないとされていますが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされておりま

す。

具体的には、これ、厚生労働省のホームページにあったので、幾つか例示をご紹介しますが、障がいや病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。また、家族に代わり幼いきょうだいの世話をしている。障がいや病気のあるきょうだいの、このきょうだいは、兄、弟、そして姉、妹のことですけれど、の世話や見守りをしているなどです。

これは、厚生労働省のホームページにあると今申し上げましたが、10個、十の事例を挙げて紹介をしています。

ヤングケアラーへの関心が高まっているとは、先ほど申し上げたとおりですが、国においても厚生労働省、そして、文部科学省による初の実態調査が行われ、先日ですか、世話をしている家族がいると答えた中学生は5.7%、これは調査対象になっている方ですか、約17人に1人、高校生は4.1%、これは、約24人に1人いるということが分かりました。これ、新聞記事にも書いてあったんですが、これは、クラスに1人から2人、当事者、これに該当する方が、子ども達がいるということだと新聞等にも書かれておりました。

これについては、あくまで全国における調査であるため、それぞれの自治体において全く同じということはないとは思いますが、この調査結果には、やはり私も新聞記事を最初に知ったのが2年前ですので、正直驚かされたところであります。

そこで質問になるわけですが、このような調査結果を町としてどのように受け止めているのか、そして、また町としてヤングケアラーの存在、定義がないということであやふやな部分もあるんですけれど、これに該当すると思われる子ども達がいるかということ把握しているかということをお伺いいたします。

次に、口の今後の対応についてということも、続けてお伺いいたします。

ヤングケアラーの支援については、新聞等でも報道されたんですね。埼玉県において、昨年、2020年3月に、病気や障がいのある家族を世話する人を支援する条例を全国で初めて制定しているということが書かれておりました。また、そのほかの自治体においても、条例の制定を視野に、また、相談窓口の設置などの動きも広まっております。

ヤングケアラーについては、当事者である子ども達の学業や進路への影響だけでなく、同世代からの孤立、これは、物理的にも孤立するというのは想像できますし、心理的な孤立ということも可能性があるんでしょうけれど、その孤立を招くとの指摘もあります。

そこで、町としてヤングケアラーについての相談があった場合の対応はどのように考えているかということ、イロハの口としてお伺いをいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） ヤングケアラーについて、イ、病気や障がいを抱える親や兄弟、姉妹を世話するヤングケアラーの存在についてから、順次お答えいたします。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般的に年齢や成長の度合いに似合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子どもとされております。

このヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するため、昨年度、厚生労働省が要保護児童対策地域協議会や、教育現場である学校及び子ども本人を対象に実態調査を行いました。

調査の実施につきましては、全国の要保護児童対策地域協議会と、学校調査は抽出により、全国の公立中学校の約1割にあたる1,000校、全国公立高等学校の1割にあたる350校、定時制・通信制高校は各都道府県から1校ずつを対象とし、合わせてそこに在籍する2年生の生徒等に対しまして行い、主な調査内容としましては、ヤングケアラーに対する認識、対応に関する取り組みや生活実態等について把握するものであります。

本年3月にまとめられた調査研究報告書の調査結果では、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、世話をしている家族が「いる」と回答した生徒の割合は、中学生が5.7%、高校生が、高校別で、全日制が4.1%、定時制が8.5%、通信制が11%という結果でありました。

また、アンケートに回答した中高生のうち8割以上が、ヤングケアラーという言葉で「聞いたことはない」と回答し、「自分がヤングケアラーに当てはまる」と回答したのは、中学生が1.8%、高校生の平均が4.7%であることから、まだまだこの言葉自体が認識されていない状況であるという結果も報告されております。

この調査結果につきましては、全てが坂城町に当てはまるものではありませんが、ヤングケアラーについて生徒の認識が不足していることや、子どもの状態を把握した学校側の対応の難しさなども見て取れることから、全国的な調査結果ではありますが、今後、ヤングケアラーに対して広く普及啓発を推進することと、子どもの状態把握や対応については、関係機関との連携を強化し、再確認をする機会であると捉えています。

続きまして、町としてヤングケアラーの存在を把握しているかのご質問であります。学校では、出欠席状況やその理由について、校内での把握・共有に努め、児童や生徒の様子の変化に常に注意しており、把握した内容に関しましても、学校だけでなく、専門職や福祉部門の関係者と連携し、早期発見、早期支援につなげているところでございます。

また、当町の児童生徒におきましては、ヤングケアラーと言われる子どもの存在につきましても、現在のところ確認されていないところであります。

続きまして、ロの今後の対応についてお答えいたします。

子どもへの対応につきましては、学校や保育園、保健センター、子育て支援センター等に寄せ

られる情報などから、まずは、子どもの置かれている生活実態を把握することが支援の始まりであると考えており、これまでも継続して行っているところでございます。

今回報告された国の調査結果から、ヤングケアラーの概念や支援対象が子どもとなること、認識が不足していることで、正しい理解が得られないことなど、子どもや保護者だけでなく、子どもに関わる関係者の意識を高めることも必要であると考えているところであります。

このヤングケアラーについては、ケアに対する受け止め考えが、家族や個人により異なり、それぞれの相談内容から、ヤングケアラーであるか否かの判断は難しく、家庭内で生じる問題であるため、子どもは誰に相談すればよいか分からなかったり、助けを求めたいが友達には相談しにくいなど、同世代からの孤立を招くケースも想定されます。

学校では、日々の生活態度の変化や、子どもからのサインを教員が見落とさないこと、気になる子どもに対しては、教員が積極的に声をかけることなどに加えて、複数の教員が子どもとの信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりに努めることも必要であると考えております。

また、学校以外の相談場所といたしましては、子どもや子育てに関する総合相談窓口でもある子育て支援センターもございます。子育て支援センターでは、家庭児童相談員や公認心理師などが相談や悩みを聴き、支援が必要な家庭に対し、定期的に家庭訪問を実施して状況を把握するとともに、地域の民生委員さんをはじめ支援関係者と連携することで、適切なサポートにつなげているところであります。

町では、学校や保育園などから、ヤングケアラーを含めて相談があった場合につきましては、家族構成や家庭状況など、把握した内容に応じた支援につなげるため、福祉・医療機関をはじめとする関係機関との連携体制を日頃から整えております。

ヤングケアラーという言葉を多くの人に知ってもらうことで、周りの大人がいち早く子どもの置かれている状況に気づき、介護や福祉サービスの提供・利用により、その要因を取り除き、子どもの肉体的・精神的負担を軽減させることが必要であると考えております。

町といたしましては、家庭において子どもが家族の世話を負担に感じ、学習や遊びの時間が奪われるなど、子どもの心身の成長・発達や人間関係、進路にも影響を受けることがないように、引き続き介護や医療、障害、福祉、そして、学校等の教育機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課より、課長よりご答弁いただきました。やはり答弁を聴いていて、ちょっとこれ、2つほど、2項目、2つちょっと再質問をしなきゃいけないかなと思っているんですが、まず1つ目として、この狭い町なので、1万5千弱の町なので、子どもの人数もそんなに多くないとはいえ、実態調査は町としてはやる予定があるかというのは、このタイミングで聞いておいたほうがいいかなと思っています。それが、1つ目です。

今、室長よりご答弁いただきましたその普及啓発、相談しやすさ、これやっぱり大事だと思っ

ているんです。私も、昨日ぎりぎりまで整理をしていたので、普及という観点になると思うんですが、ヤングケアラーの理解を深めるため、その啓発、啓発といってもどこまで啓発するかというのが課題になると思うんですが、一つは支援センター、子育て支援センター含めて、また、役場等にも相談がある可能性もあります。それは、当事者というよりは周りの人たち、民生委員さん含めてそういった人たちに相談があるということも想定されるわけで、その啓発。そして、一番は学校関係者への啓発、学習機会の確保、これは、今の時点でどう思っているのか。準備をするという回答になると思うんですけれど、やはり一番は学校の先生たち、教育現場に携わる人たちへの普及啓発というのは、イの一番に欠かせないことだと思っております。

そして、いろんな文書を読んでいて思ったんですけれど、町には心理カウンセラー、心理士さん、カウンセラー等いるということであり、心理的なサポートは今まで様々な事象について丁寧に対応していただいていると思っております。

ただ、今、答弁にもあったと思うんですが、ヤングケアラー、これは、ちょっと言うかどうか迷うんですけれど、様々な家庭での事象を抱えている子ども達が、全国見ても、坂城町においても見落とされている部分があるのか分かりませんが、そういった事象に対応するのはやはりカウンセラー、心理専門職ではなくて社会福祉専門職、強いて言えば社会福祉士です。これについては、町でも社会福祉士を採用しているとは思いますが、今、もう10年ぐらい前から言われているスクールソーシャルワーカー、地域のコーディネーターとなるスクールソーシャルワーカーとの連携はどうなっているか。主に3つですか、スクールソーシャルワーカーについては、町として採用はしていないのは承知しておりますが、そういった福祉的な連携を図れる職種はどうお考えなのかという実態調査と啓発については、スクールソーシャルワーカー含めた福祉職の連携はどう考えているのかを、今のところで構いませんので、これについてご答弁をお願いします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の実態調査を町で行ってはどうかということでございます。昨日も答弁させていただきましたけども、こちら、国の実態調査報告からも、まだ正しく認識されていないといったところが大きく出ております。こういったことから、まず、学校を通じて児童生徒と保護者にも啓発、普及啓発を進めてまいりたいということを考えております。それを行った上で実態調査について検討してまいりたいということでございます。

また、福祉関係の専門職との連携といったことでございます。町といたしましては、ヤングケアラーに限らず、教育相談体制といたしまして、町独自で教育コーディネーター、教育心理カウンセラー、心理職、専門職であります、配置を行っております。

また、今年度配置いたしました子育て支援センターの所長につきましては、公認心理師といった、また専門的な知識をお持ちの方を配置しております。

このような方々に、常に行っていただいております教育相談等によりまして、子ども達の生の声、実際に面と向ってお話をお聴きする中で、実態の把握に努めているということでもございます。

今後、ヤングケアラーといったところも新たに認識をしまして、該当する子どもが確認された場合、速やかに児童相談所ですとか福祉部局、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 再質問について、担当課より、担当課長よりご答弁いただきました。保護者への普及、もちろん今の課長の答弁、そのとおりでなと思って納得しますし、そもそも新しい言葉ではあると思っていますので、これからだ、これからいろいろ課題は出てくるでしょうし、今まで名前のなかったものに名前がつくっていうときって、やっぱりいい面もあれば、当然問題もあるとは思っています。

ただ、名前がつくことによって、様々な人に知られて、注意が向けられて、関心が持たれて、いろんな支援につながるということが往々にしてあると思うんで、個人的な意見を言わせていただければ、この名前がついた、名前がどんどん広まっていくということは、プラスに捉えて、子ども達が希望の持てる社会へというふうにつながっていければと思っています。

ちょっとほかの市町村でもヤングケアラーの質問が、一般質問があったということで、いくつか私も議事録等を読み返していたんですが、やはりその中で特に印象的だったのは、断らない窓口をつくるということが書いてあったんです。これは、ヤングケアラーについて断らない窓口ということではないと思っていますし、いろんなことに対して、まずは受け止めて、そして、できない理由があるならば、やはり国等の法律的な問題もありますから、それは、できないときにはできない理由はある程度お伝えしなきゃいけない。でも、福祉政策については断らないということが、やはりその趣旨としては大事なのかなというのは、ほかの議会の質問等の答弁を見て思っておりました。

今、専門職の話が出ていたので、私も、選挙に出るときにお伝えはしていましたが、認定心理士という心理の認定資格ですけども、資格は持っております。もちろん、公認心理師だとか臨床心理士よりは全然知識量は少ないですけど、心理職の果たす役割とスクールソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉職として果たす役割は、僕は全く違うとは言えませんが、違うと思っています。要は、連携を取れるのが福祉職であり、個々人の心に寄り添って、場合によっては医師の判断に伴いながらやっていくのが心理職だと思っています。

今の課長の答弁、ちょっとすいません、私も聞き逃したところがあるか分からないんですが、やはり福祉職と言われる人たちとの連携は、要対協の話が出たからそれはいいっていう話でも、いいと言っちゃいけないんですけど、福祉職との連携がますます不可欠なのではないかということをお述べさせていただきます。

そして、この一番目のヤングケアラーのまとめをちょっとさせていただきますと、ヤングケア

ラーについては、まだまだ認知度がそう高いとは言えません。格差社会と言われてもう何年、10年以上経つんですか、経ちますが、ヤングケアラーに限らず、大人も子どもも周りの目を気にしてなのか、ますます苦しい、しんどいと弱音を吐きにくい、SOSを出しにくい社会になっていると感じています。ヤングケアラーについては、特にそうですよね。自分がヤングケアラーだと分かっていなければ、悲鳴も上げられませんし。

ただ、そういう社会になってはいるんですけど、ヤングケアラーの支援は、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの3番目、「全ての人に健康と福祉を」につながっていると思っております。

現時点では町に該当者いないと、先ほど答弁にありましたので、今後は、国や県の動向を注視しながら、該当する子どもがいる場合、適切に対応できるようにしていただきたいということを要望とか提案をさせていただきまして、続いて、2、職員採用について移りたいと思っております。

職員採用についてですが、広報さかき5月号に、令和3年度坂城町職員採用試験受験案内が掲載されていました。新型コロナウイルス感染症の流行により、地方公務員、特に市町村職員になりたいという人たちの人気が高まっており、ある就職情報サイトによれば、就活生の3割、これはつい先日、2021年3月のサイトに書いてあったんですけど、就活生の3割が、コロナ前と比べて公務員への志望が高まったという調査もあるというふうに書かれておりました。

また、地域に密着した仕事ができそうという理由や、これ結構大事な話なんですけど、身近な人、例えば父親、母親からの影響から、公務員を志望する学生が多いという話もあります。

少子高齢化に伴う人口減少により、地方が抱える課題は多く、課題は複雑化しています。その解決・解消に向けて、町職員への期待も多く、その分やりがいもあるということも同時に書かれていました。

そこでまず、これはちょっと年数を区切ったんですけど、過去5年間の職員採用数はどのように決定しているか。また、実際の採用数はどうなっているかをお伺いいたします。

そして次に、ロ、今後の採用について……、先ほどがイですね、次がロです。今後の採用についてですが、以前より職員採用については、これまで町内の人と話になると、坂城町に高卒の枠がないのはなぜということは、結構前から言われていたんです。この質問を考えるにあたり、担当課ともいろいろ話をしていくと、かなり前から高卒採用枠というのはなかったと認識しております。その理由が気になっていたわけです。

保育士や保健師等、専門職として採用の枠については、当然、資格取得が条件のため、いわゆる高卒新卒での採用することはないのはある意味明らかと、当然だと思っております。しかし、行政職で、高校新卒区分がないのは、明確な理由があるのだろうと思っております。

このように言うと、ある人は、行政職は仕事の範囲も多岐にわたり、大卒程度の学力が必要と

いう答えが返ってくることもありましたが。とはいえ、採用枠に高卒区分を設けている自治体は、直近で見ただけでも、全国に、もちろん人口規模も違う、財政規模も違うというのはあるんでしょうけれど、町村でも採用枠している自治体はあるわけです。もしくは採用しようと、来年度に向けて採用しようという自治体もあります。

現時点では、公務員志望の高校生は、例えば直近であれば、近隣の上田市とか、あるいは長野県の初級職ですか、あるいは同じ公務員ということであれば、警察事務もそうかもしれませんが、そういったものにしか受験資格、受験することができません。

ただ、もし本気でこの地元で生まれた、地元というのどこを地元とするかにもよるんですけど、この坂城周辺、坂城町というのが一番いいんでしょうけど、地元坂城町のために役場職員として働きたい、この地域に貢献したいと思っても、そもそも受験はできない。大卒枠があるわけですから、一旦県内含めていろんな大学行って、4年後戻ってこいということなのかもしれませんが、その機会が奪われている。奪われているという言葉が正しくなければ、そもそもないというのはどうなんだろうと思っております。

高校生で公務員の仕事、坂城町役場に興味を持っている生徒がいたら、そういう思いのある人こそ採用試験を経た上で、堂々と坂城町役場の職員として採用され、そして、今ここにいる皆さん含め、議員も含めてでしょうけど、町民も一体となってその職員を、大卒に負けないとは言わないですけど、劣らないぐらいには育てていくぐらいのことがあってもいいのではと思っております。

そこで質問に入ります。先ほどもちょっと申し上げましたが、来年度採用の試験の日程及び区別の採用ベースについて、そしてまた、役場の業務もかなり、コロナもあってなんでしょうけど、かなり多くの業務を担っているところ等もある観点から、職員数を増やすということも、ある意味考える必要があるんじゃないかということから、高校新卒の採用を行ってはどうかというこの2点についてお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、2番目の質問として、職員採用について、イ、ロとご質問をいただきました。

今、いろいろお話ありましたが、職員の採用につきましては、個性ある独自のまちづくりに向けて最大限の自助努力を重ねる自律の町を目指すため、目標職員数142名を基本としまして、退職者の見通しや年齢構成等を踏まえる中で、募集する職種や年齢、予定人数などについて、毎年採用計画を定めて実施しております。

採用試験につきましては、一次試験として、教養試験と専門試験を実施するとともに、事務適正検査、職場適応性検査及び性格特性検査を実施しており、二次試験では、私を含む理事者等による面接試験のほか、作文試験も行う中で、職員としてふさわしい人物を選考し、最終的な合否を判定しております。

また、一般行政職の採用試験につきましては、新たに大学を卒業するまたは一定期間内に卒業した方を対象とする新卒枠に加えて、職員の年齢構成の不均衡の是正を図るため、社会経験を積んだ社会人枠の区分も設けて採用を行っているところであります。

過去5年間の採用状況につきましては、平成28年度は、一般行政職3名、保育士が7名、保健師2名、学芸員2名の計14名で、一般行政職のうち1名が社会人枠での採用であります。また、平成29年度につきましては、一般行政職が2名で、うち1名が社会人枠の採用であります。平成30年度は、一般行政職2名、保健師3名の5名で、一般行政職のうち1名が社会人枠での採用となっております。令和元年度につきましては、一般行政職6名、保育士2名、土木1名、栄養士1名の計10名で、一般行政職のうち4名が社会人枠での採用となっております。直近の令和2年度であります、一般行政職が5名、保育士が2名の計7名で、一般行政職のうち3名が社会人枠での採用でございます。

続いて、口の今後の採用についてであります、まず今年度、これ1回目ですが、の採用試験につきましては、一次試験を7月11日に実施する予定としております。年度末の定年退職者数などの状況を勘案する中で、今年度に関しましては、一般行政職及び土木職、保育士の採用を予定しており、採用予定人数については、若干名としているところであります。

また、今年度から、従来の郵送等による申込みに加えまして、新たにインターネットの電子申請による申込みを受け付け、より多くの方が応募しやすい形としているところであります。

また、今年度につきましても、一般行政職に関しましては、将来的に極力年齢構成に偏りが生じないよう配慮する中で、社会経験のある社会人枠での採用を考えており、今後、改めて募集を行う予定としております。

高校新卒の採用を今後行ってはどうかのご提案であります、当町の規模の自治体におきましては、限られた採用枠の中でより効率的な職員配置が求められるところであり、近年、地方分権がさらに進む中で、自治体が行わなければならない業務は多様化し、より高度化しているというところであります。さらに、今後の急速なデジタル化への対応等を想定する中では、より専門的で多様な知識を有する人材が求められるところでもあります。そうした中で、限られた人数の中でより有能な人材を確保するとともに、職員の年齢ごとの均衡を図ることに配慮する中で採用の区分を決定しているところであり、一般行政職の採用につきましては、当面現行の形での運用を考えているところでございます。

3番（山城君） 今、当町より職員採用について丁寧に答弁いただきました。町の規模として、また、年齢のバランスということは、おっしゃるとおりというか、それは私も納得はして、納得というか、承知はしておるんですけど、大卒が職員となる、いわゆる現役で大学に入学し、途中で何事もなく卒業できて22、3になる年ですよ。4年間あるわけです。4年間という年齢を、それは皆さんの個々の主観ではあると思うんですが、ある行政職経験者の言葉をここで述べさせ

ていただきます。

これは、この方の主観ですので、あくまでも一つの言葉としてお聞きいただきたいんですが、4年間のうちに、もちろん最初は大卒新卒として、もしくは大卒の学歴があつての人たちよりは仕事はできないかもしれない。でも、4年間という時間を使い育てていく。もちろん、仕事はその勉強の時間ではないと言われるかもしれませんが、それだけの思いをやはり持っていただきたいということは、やっぱり一般質問の場を通じて伝えたいことですし、それは、町長の決断にあるのではないかと考えています。

というのは、私も、高校卒業後に東京に出ました。もちろんこれ、データ持ち合わせておりませんが、多くの方が、大学数が県内は限られておりますので、県外に出られる。戻ってくる方も、もちろんいると思います。

しかし、やっぱりこの地域で育った、いわゆる進学校と言われていたところでも、複数名、少ないとはいえ、高校卒業後に就職される方がいるわけです。進学校という言葉を使ったのは語弊がありますが、語弊があるのは承知なんですけど、その中で、様々な町内にも企業がある、大手さんもある、中小もある。その中の一つに、坂城町役場もあつたっていいじゃないですか、入れましょうよ。優秀な人材を採りたいということは、それはもちろん多くの方がそう思っているわけです。その中で、地元愛だとか、あるいは地元に対して貢献したいという方がいれば、正々堂々と試験の機会を設けて、何人集まるか分かりません。僕が提案して、やったけど、来なかったじゃないかって言われればそれまでですけど、設けましょうと私は、もう一回ちょっとくどいようですが、町長、その辺、高校卒業したら社会人枠があると、今おっしゃいましたが、一回外へ出て経験してこいと、何かあつたら、年齢満たしたら試験受ける、それでいいんでしょうか。そこはやっぱり納得は、今はしていません。

ということで、ちょっともう一度町長、その辺、なぜ高卒がだめで、だめというか、社会人枠があるからいいじゃないかじゃなくって、高校卒業と同時に役場に勤めたいという方が、少ないんですけど、いるのは事実なわけで、そこは町長の決断によって、ちょっといわゆる若者にメッセージじゃないけれど、今もお気持ちは聞きましたけど、改めて私の再質問なんですけど、もう一度聞きます。高校採用枠を設けるつもりはない、あるんでしょうか、もう一度お聞きします。

総務課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、職員の年齢構成の現状、これちょっとお話しさせていただきますと、35歳以下の行政職が、それ以上の年齢と比べて大変少ない状況という部分がございます。また、昨今は、大学等への進学率も、以前と比べると大分上がっておりまして、半数以上の方が大学へ進学をしている状況もございます。

そういった部分では、高校を卒業して就職する方と比べますと、大学卒業された方のほうが、対象としてはより多い状況、これ、全国的な状況ですけども、そういった状況も見受けられると

ころでございます。

そうした状況を踏まえて職員の年齢構成を見る中で、人数割合が低い、低年齢層、若い人たちですね、若い人たちのまず採用枠を増やして、将来的に大きな偏りが生じないように、これを配慮するとともに、行政事務の多様化や高度化に対応できる人材を確保すると、そういった面、双方の観点から、当面は現行の採用の形態で運用をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

3番（山城君） 今、担当課長からご答弁いただきましたが、そのとおりなんです。ある部分、理解はします。というのは、年齢構成考えたり、町の規模を考えると、それはそうだろうなど。高卒で就職される方は少ない、それもそのとおりだと思います。

多い少ないという関係からいえば、そのとおりとしか言えませんが、私もちょっといろんな自治体の裏というか、奥深くは調べ切れてははいんですけど、ある自治体、これちょっと市町村名は忘れちゃったんですけど、ある自治体ではコロナにおいて進学を諦めざるを得なかった方に向けて、あくまでもそれを限定して採用を設けている自治体、町ですけども、これ、ちょっと人口は、すいません、調べ切れていないんですが、ありました。

とすれば、今の課長、もちろんほかの町のことをあれこれ言うつもりはありませんが、対象者は圧倒的に少ないはずなんです、コロナが理由で進学を諦めざるを得ない。でも、そういう状況でも、やっぱり町に意欲のある、思いのある優秀なと言っていいかもしれません、そういう人を募集する自治体も、多分、全国、町村に限れば相当の自治体はあるわけですけど、調べるとあるのかなと、ないかもしれません。

そこは、やっぱり町長を含めた役場の皆さんが、こういう子が欲しいんだ、こういう子と働きたいんだ、こういう子を求めているんだというのは、ただの学力、学歴だけじゃなくて、やはり高校、町内にはいろんな企業さんがあるんですが、その中にやっぱり町役場もあったほうがいいんじゃないかというのは、やっぱりそれは町長も、担当課長の答弁聞いていても納得するものはあります。それは、一般論としては納得はします。

ただ、町の方向性として、若者をしっかり育てるんだと、これから変化の激しい世の中を突き進むために、町として大卒も必要だ、専門職も必要だ、でも、坂城町にも高校はあります。そういった高校生に向けて、その高校だけじゃなくて、高校生に向けてやっぱりうちでも採るよと、意欲のある者、来てください。やっぱりそういうメッセージは必要ですし、そこへしっかり試験というものがあるわけですから、経て、採用すべきじゃないかというのは、私は今の答弁聞いていて、納得するところはあるとはいいながら、納得しないところもあるわけですから、これ以上話していてもしょうがないんで、あれですけど、やはり疑問は残ります。

ただ、町長からもありましたように、社会人枠としてもう一回ほど試験を設けるという話ですから、多様な経験もしくは多様な方の受験がこれからも予想されますし、町としても、私も申し

上げましたとおり、何ですか、業務も複雑化して大変な職員さんの皆さんの姿も見ているわけですから、採用された暁には一刻も早く町の一員として、即戦力という言葉、僕は好きじゃないんですけど、力となれるようにやっぱり育成して行ってほしい。

何が言いたいのか、これ、まとめますけど、時間まだありますけど、あるんですけど、まとめさせてもらいますと、坂城町で働きたいと思える人が増えてほしいというのは、私だけかもしれませんが。思いですし、もっと言えば、坂城町役場で働きたいという人もやっぱり増えてほしいと思うのと、坂城町で働きたいという人も、今まで以上にやっぱり活力あふれる町ということに関してはあると思います。

若者をやっぱり育てるんだっていうメッセージを、ちょっと論点がずれてしまうかもしれませんが、町としてもっとというの、いくらでも構わないんですけど、発信していかなくちゃいけないんじゃないかな。そのために、今回、採用試験、職員の採用試験ということの一つとして取り上げさせていただきました。

それで、まとめにちょっと入りますが、私も調べていく中で、ホームページを中心とはなるんですけど、いろんな町の採用のページを拝見しました。全部ちょっと言うのは、私も演説みたいになっちゃうんで、言いませんけれど、結構魅力あるメッセージを出している自治体があれば、失礼な言い方をすれば、誠に業務的に、町の職員募集しますだけの自治体もあれば、だから何が悪いとか言うつもりはありませんが、やっぱり見ていて、感じて、ここに勤めたいと思えるやっぱりそういうメッセージも必要なんじゃないかなと。ただこの人が、この年齢、この業種の人が欲しいですっていうのだけでは、魅力は残念ながら僕は伝わってこなかったです、昨日も見ていて。

そういったメッセージも、今後、町としてホームページに、あるいは広報さかきにそこまで載せる必要があるかどうかは、そこは私も分かりませんが、そういったメッセージもしっかり込めて、僕は思いが欲しいんです、最低でも。今も感じてはいますけど、もっと欲しいと思います。

それでこそ地方分権、そして、東京一極集中を打破するために、思いのあるやつ来いと言えるぐらいのやっぱり思い、気持ちが良いと思います。というか、あると思うんです。それをまず出していただいて、その中に高卒というのをぜひ入れていただきたいと、入れるのはどうかということを提案させていただきました。

今回、ヤングケアラーと職員採用の2点について取り上げましたが、ヤングケアラーについては、行政としてのアンテナを高く持って、何かあった際には関係機関と連携する。先ほども申し上げましたが、断らない窓口を設置するというのも、再度改めて提案させていただきますし、何よりその窓口があろうがなかろうが、基本、変な言い方をすれば、より速い対応、適切な対応ができる体制を整えていただきたいと思っております。

職員採用について、今、いろいろ申し上げましたが、思いとしては、あるいは提案としては、

高校新卒枠を設けてはどうかということを提案させていただきました。

コロナもどこまで続くか、ワクチン接種後の社会がどうかは言われておりますが、決して気を緩めることなく、私自身、そして、これからも町のためにも私も頑張っていきますし、職員の皆様には1年以上の大変な状況にある中とは存じておりますが、引き続きコロナ対応を含めて町のために頑張っていたきたいということを申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、中国の武漢から始まった新型コロナウイルスは、今や世界中に広がるとともに、我が坂城町にも及んできましたが、待ちに待ったワクチン接種が始まりました。

会場となった文化センター体育館前の道路には、真新しい横断歩道ができて、皆様、安全に渡っておりました。今思えば、2年前に足の不自由な方から相談を受けて、駐車場を造っていただいたのはうれしいけれども、とつてもありがたいが、体育館に行くには横断歩道がなくて危ないので、のぼさん、何とかしてくんねえかいと、こんなところから始まりました。それを言われたので、私はこの場で一般質問をさせていただいたわけでありまして。それとともに警察関係者にも相談に行ったことは、これは言うまでもありません。

その後、玉川、吉川両同僚議員も一般質問を行い、大勢の町民が危険であるということで、これまた町の協力も得て、後の話ではありますが、町長、それから住民課長も一緒に千曲署へ行って、それでいろいろお話をそこへしていただいたと、そういうことに対して敬意を表するものがあります。

何はともあれ、立派な横断歩道ができ、町民の命を守ることができて、大変よかったと思います。本当にありがとうございました。

それでは、早速質問に入っていきたいと思います。

①新工業団地について。

（イ）進捗状況は。町長の招集挨拶でも触れておられましたが、私が、工業用地がなくなったので、通年を通して2ヘクタールはいつも切れ目なく確保しておくべきであると、これまた一般質問をここでさせていただきました。

そこから始まった工業団地ではありますが、町長はあのときに、2ヘクタールではなく4ヘクタールの工業団地を造るんだと、これ、ご答弁なされました。私は、倍の4ヘクタールでありましたので、大変ありがたく思ったものであります。これに対しても、私は敬意を表するものであ

ります。

さて、大分動きが見えてきましたが、今までの経過と詳細説明をお願いをするものであります。

(ロ) 今後の予定は。コロナ禍の時代ではあるが、大分人気があるとも聞くが、今後の販売スケジュールと見通しなどもお尋ねをしたいと思います。

(ハ) 第2工業団地を。これも私、この一般質問はもう数回やっておりますので、前回にも一般質問でしたときに、法的に難しいというお話もここで承りました。

その辺は分かっているんですが、そうはいいまして、工業の町として発展をしてきた我が坂城町であります。経営者の要望に応えることは、これまた町の私は責務であると思うものであります。

過去にはテスターを作っていた一部上場の会社、そんな言い方をするとあれなんです、H I O K I さんです。工業用地を町が用意できなくて、当時、他町村へ、いろんな状況がありましたが、現実的には隣の上田市へ行ってしまったという事例もありました。これも、事実であります。

そんなことを考えると、やはり今のところを第1と考えれば、もう第2工業団地というのも早期計画を考える時期に私は来ているのではないかと、そんなふうにも思っております。その辺のところは、町としては見通しあるのかどうか。それから、何か予定があるのかどうか、その辺もお尋ねを申し上げまして、第1回の質問とさせていただきます。

商工農林課長（竹内君） 新工業団地のご質問につきまして、今の進捗状況はから順次お答えをいたします。

当町では、機械・金属加工、プラスチック、電子、医療機器関係など、多岐にわたる業種において、先進的な機器の導入により、生産性の合理化を図ることで、高付加価値製品を製造しております。県内でも有数な製造品出荷額を誇り、ものづくりの町として地位を築き、坂城ブランドとして世界進出を果たす企業が多数活躍する町として成長してきております。

このような中、企業ニーズに応じた新工業団地の整備は、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、町内への移住・定住化の促進にもつながることから、町の重点施策として計画的に進めてまいりました。

これまでの経過でございますが、この新工業団地の整備につきましては、平成28年の前田工業団地の譲渡により、町が保有する工業用地が、坂城インター工業団地の2区画のみとなったことから、今後の新たな工業用地の必要性について、町内企業へのアンケートを実施いたしました。

町の長期総合計画、国土利用計画等の整合性を考慮し、地形、地質、各種制約条件等の整理を行い、施工性、経済性、維持管理性など、総合的な検討の上、工業団地造成の基本方針を含めた基本計画の策定を行いました。

候補地の選定につきましては、町内企業のアンケート結果を基に、工業団地としてふさわしいと考える場所、企業が必要とする面積なども踏まえ、農地法、都市計画法、河川法、土砂災害防

止法、文化財保護法などの法的な規制、周辺の土地利用や道路の接続状況、坂城インターチェンジまでのアクセス、上下水道などのライフライン、防災ハザードマップ情報、概算事業費など、多岐にわたる項目に基づく調査の結果、候補地を選定し、新工業団地造成箇所選定会議において審議した結果、テクノさかき工業団地の西側に拡張整備することで決定をいたしました。

新工業団地の整備に向け、第1回目となる地元での事業説明会を平成30年7月に開催し、事業を進めることについて、関係地権者、地元区役員、用水組合、農業者団体などの皆様にご理解をいただき、また、昨年5月に2回目となる事業説明会を開催し、事業用地の買収単価の合意を得る中、地権者及び関係団体の皆様から事業の承諾をいただき、今年の3月末までに地権者の皆様全員との契約が完了をいたしました。

また、新工業団地造成地として選定した区域は農振農用地であったことから、令和2年度において、坂城町農業振興地域整備促進協議会における調査、協議、長野地域振興局へ農用地区域の除外に係る事前協議、そして、県知事への農業振興地域整備計画変更の本協議を経て、令和2年10月29日付で農振除外の同意をいただきました。

今年4月には、県に対し、都市計画法に規定する開発行為及び事業用地の農地転用に係る申請を行い、5月27日付で許可をいただきましたことから、新工業団地の造成に必要な全ての手続が完了となり、工事に着手する段階となりました。

今月7日には、新工業団地造成工事とA09号線道路改良工事の入札を実施し、現在、工事請負契約の締結に向けて事務手続を進めているところでございます。

なお、造成工事に先立ち、5月31日にスタートした千曲川河川事務所による土砂の搬入につきましては、今月11日をもって予定数量の搬入が完了いたしました。

次に、ロの今後の予定はについてお答えをいたします。

新工業団地の造成工事に関しましては、発注者となる町土地開発公社と決定した施工業者との工事請負契約を締結後、工事に着手をしておりますが、工期につきましては、来年2月末までを予定しております。

また、造成工事の竣工後は、竣工検査、開発行為の完了検査などを経て、来年3月末までには引渡しとなるよう進めてまいり予定としております。

この新工業団地については、坂城インターチェンジからのアクセスに優れ、上田坂城バイパスへもつながることから、特に立地条件などの評価が高く、町内外を問わずお問い合わせをいただいている状況であります。

このような中、工業用地の販売につきましては、工事の進捗状況を踏まえ、年内には公募条件等を整理し、公募の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

企業の選定は、申込みのありました企業を町工業立地審査委員会で、公募条件の確認や事業内容、資金計画、また、町内企業への影響などを総合的に審査し、選定を行ってまいります。

選定されました企業とは、工業団地造成完了後、土地売買の仮契約を締結し、直近の議会において本契約のご審議をお願いし、議決をいただいた後に引渡しという流れで進めてまいりたいと考えております。

新たな工業団地に立地する企業には、町内企業への受発注や雇用の増進など、町内全域への波及効果を期待するところでございます。

次に、ハの第2工業団地をについてお答えをいたします。

工業団地につきましては、企業のニーズを的確に捉え、時代に即した工業用地の確保を進める必要があるものと考えております。

町内企業の業務拡大や新たな企業誘致を行う上で、工場用地の確保は必要であると考えておりますが、工業団地の整備計画を進めている場合は、その分譲が済むまで、次の開発に必要な農地法や都市計画法などに係る協議について、県は応じることが難しいとしております。以前のように工業用地を事前に確保しておくことは、現行制度の中では難しい状況となっております。

今後、企業からの工業用地確保の要望があった場合は、従来の町が主体となって工業団地の造成まで行う方法のほかに、行政と民間とで連携をし、それぞれの役割を持って事業を進める方法もあり、その場合には、企業の操業までの時間が短縮されたり、費用の抑制ができることも考えられますので、その時々で状況に適した方法を選択して、造成計画を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、整備を進めております新工業団地について、安全等に配慮しながら一日も早く完成をさせ、企業には早期に操業を開始いただく中で、新たな雇用を生み出し、地域経済の発展につながるよう努めてまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま、課長より丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。大分現場も見えてきたということの中で、今、お話いろいろ承りましてよかったなと思っております。

とにかく、先ほどもちょっと申し上げましたが、私も何人かの会社の社長と親しくさせてもらっておりますので、そのときにやっぱり会社の話をするときに、やっぱり会社なんてものはあれです、大きくなってきたときに、ここで何とかしたいなど。そんなような話聞いたときには、やっぱり今、あれですか、課長にご答弁いただければ、大体計画をしてからざっくり七、八年かかっているなど。そういうようなことで、これはまた今度は、この前もお話あって、今、課長からもあれです、この前お話承ったわけでありましたが、何か国は、何をやってんだと、私は、ふざけんなど、うちは坂城町だぞと、工場・工業の町だぞと。そう思ったときに、第1弾で今やっていて、一生懸命、いよいよ令和4年の3月に売れるんだっていう流れをつくっておいて、それじゃあ、そこ半ばめど立って、ずばり言えば売れたと、そんなになったときには、すぐ今度は第2弾として、第2、今の工業団地をやろうといったときに、またこれ、7年も8年もかかっちゃうん

ですかね、今の流れでいけば。

それは、あれですよ、課長もアイデアマンだし、町長もアイデアのある人だから、まだ何かいいことねえかなんって言って、私もこれ、通告するときにも課長にも、おめえ、そんなことばかりやってねえで、何か考えてくれって言ったら、またちょっとうまいことは考えていただいたような気がします。

行政と民間で一緒になってやれば、もう少し短縮できるんじゃないかと。まさかここで法律を変えろなんて騒いでみたところで、国はそんなことやるわけはねえんだから、自分らはこれぐらいやれなんて言って、県を通じて町にみんな降ろしてきて、それに対して何だかね、まだあれですよ、封建時代みたいに上の人間に、はは一つなんて言ってんのは日本でありますから、こりゃあしょうがねえや、そこで。

私なんか言わせたら、特区みたいなものをつくれなと思うんです。坂城は違うよと、よそのところは工業団地造っというて、ペンペン草生えていますから。太陽光なんかやっているところにも、私も何度もあれですよ、議会で視察に行ったときに、今、あんまりコロナで視察になんか行けないけれども、それこそ日本中私が見て歩きゃあ、いいところもあってね。だだっ広いところへ工業団地造ったって、すてでっけえところで、向こう見えねえや。そんなところにペンペン草みんな生えてんですよ、工場来なくて。そんなものと坂城町と一緒にされたらとんでもねえと私思っているんです、本来。

私らなんか造って、あれですよ、中沢町長の頃なんか、中嶋君、あれだがや、2ヘクタールぐらい俺は、町はいつでも持ってなけりゃあ、いつ会社でかくなっちゃって、工場また1つ、ライン2つ、3つ増やしてえなんて言ったときに対応できねえよって、そんなようなことをやって、坂城町も今のあれですよ、この立派な工業の町になってきたっていう、今のあれです、段階的に来ている部分があるんです。

ここへ来て、今の国は法律つくっちまいやがって、日本中、十把一絡げに見ているから、すて広えところに何もなくて、今の太陽光ぐらいとか、それでもあるよ、日本には。我が坂城町は工業の集積された町なんだから、だから、さっき言ったように出てっちゃうなんていうようなことになっちゃうんです。

それを防止するためにどうするかって、私これ、しっつけえけどね、こんな同じようなことをここで3回か4回やっていますよ。中沢町長の頃から考えりゃあ、そんなもの3回、4回じゃありませんよ。もう10年間もここでやって、何とかしなきゃあいけない。何で、当たり前でしょうと、坂城町は工業町なんだから。社長さんたちの言うこと聞いて、おい、早くライン2つ、4つ造らなきゃいけねえから、舞台用意してくれやなんていったときに、ねえわいって言えないなんですよ、これが。

だから、これ以上あれしててもしょうがないんですが、そんなことも踏まえて、そうはいった

って、この法律何か落としどころがあるような気がします。そういうところを研究しなきゃしょうがない、いくら国を批判して見たってね、そんな変えてくれるわけでもありませんから。だから、そういうのを考えれば、今言ったように、行政、民間一緒になってやろうかなというところが落としどころかな、今の考えとしては。

それだったら、それでいいです。その代わり、この辺のところは、また皆さんうんと勉強していただいて、民間と一緒に、さっき言ったように7年も8年もかかるんじゃないかと、せめて2年、3年はどうか分かりませんが、そうはいつでもできるだけそれをハードル下げないように、それでも4年で何とかやるやとかね、そんなようなことを経営者の皆さんにお話ししてもらえれば、今の時点ではいいのかななんて思っています。

だから、究極の言い方すりゃあ、もっといろんなことを、皆さん頭いいんだから、知恵絞っていただいて、半年やそれこそ1年ぐらいでできちゃうような、これが本当は一番いいんですよ、本来。だから、あれです、究極なことばか私申し上げていますが、できればそれに近づけるような、あれですか、ご努力をなされて、皆さん、私、皆さん役場職員のことを言うんだから、法の番人だであの人たちは、そこできちっとやって仕事してんだわいなんで、私、町民の皆さんにお話するときありますので、皆さん、法律よく知っていると思いますので。

でも、そうはいつでも、法律、私は100%だとは思っていませんから、何かそこでもって、ああ、こんな点があったなというような、あるような気がしますので、ぜひその辺のところを町長を筆頭にご研究なされて、もう一回最後に言うておきます。坂城町から立派な会社が、よその村、よその町へ出て行かないように、ひとつ気を引き締めてやっていただければ、私はありがたいと思います。

そうはいいましても、第1工業団地なんていうことはありませんけど、その部分に関しては皆さんのご努力でもって、いよいよ見えてきたなど、その部分のところは高く評価させていただきます。本当にありがたく思っております。

もう一度言うておきますが、第2弾のところも、早めにひとつ、企業の社長さんたちからご要望あったらお応えするように、ひとつお願いをしておきたいと思います。

第2質問、第3質問というようなことは、私、いたしません。もう話、分かっていることですので、ご努力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

名誉町民について、(イ)3人の推挙。

コロナ禍時代で暗い話ばかりであります。このようなときであるからこそ、明るい話題として3人の名誉町民をご推挙することをご提案申し上げます。

1人目は、信大名誉教授で鳥類生態学の権威で、特別天然記念物であるニホンライチョウの研究や保護に取り組んでおり、世界的に有名な方であります。町の教育委員長も歴任なされ、学校教育の充実にも大変寄与された方でございます。

2人目は、中之条で工場を創業され、グローバル企業として大きく産業の発展に貢献するとともに、テクノハート坂城協同組合や工業団地組合などで永年の持ち前のリーダーシップを発揮し、町内企業の振興や地元中之条区をはじめ、地域社会のために大きく寄与されておる方でございます。

3人目は、若い女性の画家であります。彼女は、日本の風土が生み出すものにこだわり、世界にメッセージを発信する新進気鋭のアーティストで、ニューヨーク、香港、ドバイとグローバルに活躍し、作品である「狛犬」が大英博物館に永久収集されたことは、美術界の快挙であります。そして、テレビ、マスコミにも多数出演をするとともに、町の特命大使として坂城町を内外にPRしていただいている方であります。

皆様のご存じのとおり、16年間空白であったということも踏まえて、その後2人の名誉町民も誕生しておりますが、今、この時代に当然推挙されるにふさわしい方と私は思っております。その辺のところを町のお考えをお尋ねをいたします。

以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから、2番目の質問で、名誉町民ということで、3人のご推挙がありました。名前をおっしゃらなかったけど、ほとんど分かるような3人で、ちょっといささか困惑しておりますし、明るくするために選ぶという、そういう軽いものではないと思っております。

せっかくですので、名誉町民についての考え方をちょっと述べさせていただきたいと思っております。

坂城町では、本町の住民または本町に縁の深い方で、学術、文化、産業、経済など、様々な分野において、本町そして国家の繁栄と進展に貢献され、その事績が極めて顕著であって、世の敬仰、敬い、仰がれるの的とされる方を名誉町民として顕彰していくことを目的に、昭和37年に坂城町名誉町民条例が制定され、それ以降、これまでに9名の方を議会の議決をいただく中で名誉町民として推挙し、その称号をお贈りしてまいりました。

条例制定の昭和37年には、名誉町民第1号となる日本刀分野におけるいわゆる人間国宝、重要無形文化財保持者の宮入行平氏を顕彰するとともに、第2号として郷土の振興と公益のため、多額の私財をご寄附いただきました鈴木直三氏を推挙しております。

昭和60年には、名誉町民第3号、第5号として、「ものづくのまち・さかき」の礎を築き、町と国家の産業発展に多大なるご貢献をいただいた中島延好氏、青木固氏、お二人と、第6号として、独自の作風をもって日本画壇に新風を吹き込み、我が国の芸術文化の向上と発展に寄与されました画家の児玉三鈴氏を推挙しております。

続く第7号といたしましては、平成5年に上田市長、県議会議員、参議院議員及び同副議長を歴任され、40年の長きにわたり地方自治の発展にご尽力されました小山一平氏を、平成13年

には、第8号として、日本を代表する企業であるセブン&アイ・ホールディングスを牽引し、今日の日本経済、産業の発展を創り上げた鈴木敏文氏を推挙しております。

また、令和元年におきましては、世界初のミニショベル、クローラーローダーなどの小型建機を生み出し、創業した企業を東証一部上場の企業にまで育て上げられた竹内明雄氏を第10号に推挙したところであります。

そして昨年、令和2年におきましては、議員全員の皆様にご同意いただく中で、高見澤正氏を名誉町民第11号に推挙したところであります。

高見澤氏におかれましては、生まれ育った当町に食品加工会社を設立され、約半世紀にわたり果実加工品の製造販売の第一線において業界を牽引されてきました。会社創業当時から、良質な原材料と徹底した品質管理にこだわり、食の安心・安全と消費者の健康を第一とした経営を続けられております。また、町内工場を主力として稼働する中で、町民や近隣住民の地域雇用の安定と、労働力の確保に貢献いただいているほか、町政に対し、永年にわたり私財のご寄附をいただくなど、町の産業振興とまちづくりの発展に多大なるご貢献をいただいたところであります。

長きにわたる当町の歴史の中で、このように9名の方を、いわば我が町の象徴として名誉町民に推挙してまいったところであります。名誉町民の称号は、当然にご本人の大いなる事績を顕彰するものでありますが、また同時に、その象徴的な偉業を讃えることは、町のさらなる発展を願うことでもあります。

これまで名誉町民の称号をお贈りした皆様への感謝の念を大切にするとともに、これからの町の発展を願い、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方につきましては、今後とも議会のご賛同をいただく中で、3月議会でもそういうお話もありましたし、皆さんでよく検討して9月議会に諮りたいというふうに思っております。

14番（中嶋君） ただいま町長より、今までの名誉町民、番号でいくと4番と9番が、これは抜けるようになっておりますので、11号ということ、人数でいきますと9名の方のお話をきちっとご丁寧にお話しいただきました。また、思い出しながら、ああ、そうだったなと思いながら聞いておりました。

本当に坂城町のまさに宝であって、すばらしい方々です。そのときそのときの時代で、ああ、あのときには、ちょっと言葉は悪いが、あのおじさんいたわな、あのおじさん、すごい人だったわなとか、あんなことやってくれたわなと、よそに行って何か偉くなった人だなど、また坂城町のためにいろいろ高所大所よりアドバイスをいただいたり、坂城町のために外に出ている人もおりますが、坂城町を思っていた方々だったなど。その分野その分野で、まさに日本で一番トップのような人たちが、今、町長のお話を聞くと、その時代にそういうところの位置にいた人たちだと。やっぱりうれしいですね。さすがおらが町のいうなれば、私、言葉が悪いですが、偉い人が大活躍しとったんだと、それを坂城町がみんな、町民一緒になってこぞって、あれです、

名誉町民の称号をあれして、またひとつ坂城町のためなんです、その継続で今までずっと来たというのを、町長がお話をいただいたわけです。

その話の中でいくと、今、私がお三方を申し上げたんですが、まさに今までの皆さんと同じように、ちょっと言葉が悪くて、畑違いといいますか、活躍なされる場所は違うでしょうけれども、今、私がお推挙したらどうでしょうかと申し上げましたお三方も、そこの業界の中ではまさにトップクラス、日本でもあれです、1番、2番の人たちだと、このお三方はそういう方だと思っております。

ですから、またいろいろ今町長も、3月のようなお話も、今申し上げていただいたわけですが、そんな部分で、いろんなまた、あれです、ご研究、またお考えがあるでしょうから、ぜひご検討していただきたいと私は思うものであります。ましてや、また町長のほうから、こんな人、こういう人、こういう先生はどうだって言えば、議会は全員賛成ですよ、これは、今のお三方なんか。

そんなようなことも含めまして、ぜひ、ご検討をいただければありがたいと、こんなふうに思っております。

まとめではありませんが、時間もちょっとありますが、この2つしか私、今回一般質問をしてありませんので。

さて、前段でもお話を申し上げましたが、新型コロナワクチンの高齢者接種率が、県下でもトップクラスであったようであります。町職員の施策に、これは敬意を表するものであります。今後、対象をグループ分けするなどいろいろな方法、アイデアで、集団接種を行っていくようではありますが、低年齢層の子ども達まで一日も早くワクチン接種が終わるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりといたします。

先ほども何人か同僚議員に言われました。恒例であります。一句申し上げます。「ワクチンで普通に戻れよおらが町」、以上であります。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時04分)

